

令和3年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和3年6月22日（火）

午後2時00分より

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

1. 開 会

2. 会長及び副会長の選出について

3. あいさつ

4. 議 題

- | | |
|---|--------|
| (1) 令和2年度歳入歳出決算について | 【報告事項】 |
| (2) 令和3年度歳入歳出予算について | 【報告事項】 |
| (3) 二宮町地域公共交通アンケート調査結果について | 【報告事項】 |
| (4) にのバスの利用状況について | 【報告事項】 |
| (5) にのバスの運行ルートの見直しについて | 【承認事項】 |
| (6) にのバスの利用促進策と今後の検討について | 【承認事項】 |
| (7) 交通不便地域指定申請（案）及び二宮町生活交通
確保維持改善計画（案）について | 【承認事項】 |
| (8) デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について | 【承認事項】 |
| (9) 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正（案）について | 【承認事項】 |
| (10) その他 | |

5. 閉会

事前配布資料

- ・資料1：令和2年度 二宮町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書及び会計監査報告書
- ・資料2：令和3年度 二宮町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算書
- ・資料3：二宮町地域公共交通アンケート調査結果
- ・資料4：にの♥バスの利用状況
- ・資料5：にの♥バスの運行ルートの見直しについて
- ・資料6：にの♥バスの利用促進策と今後の検討について
- ・資料7：交通不便地域指定申請書（案）
- ・資料8：二宮町生活交通確保維持改善計画（案）
- ・資料9：デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について
- ・資料10：二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）
- ・参考資料：『令和3年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿』
『二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱』
『二宮町附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱』

当日配布資料

- ・『令和3年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 席次表』

令和2年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

1) 歳 入

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
2 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	二宮町より
3 繰越金	662	666	4	
1 繰越金	662	666	4	
1 繰越金	662	666	4	前年度繰越金
4 雑収入	338	0	△ 338	
1 雑収入	338	0	△ 338	
1 雑収入	338	0	△ 338	
合 計	127,000	126,666	△ 334	

2) 歳 出

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	不用額	説 明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	町への戻出金 90,000円
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	町への戻出金 36,000円
3 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
合 計	127,000	126,000	1,000	

歳入合計126,666円-歳出合計126,000円＝差引残額666円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和2年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和3年 4月 22日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 二宮町地区長連絡協議会

阿部 正昭 

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和2年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和3年 5月 14日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課
副課長 最上 祐紀



令和3年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書

1) 歳 入 (単位：円)

款 項 目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	二宮町より
3 繰越金	666	662	4	
1 繰越金	666	662	4	
1 繰越金	666	662	4	前年度繰越金
4 雑収入	334	338	△ 4	
1 雑収入	334	338	△ 4	
1 雑収入	334	338	△ 4	利子等
合 計	127,000	127,000	0	

2) 歳 出 (単位：円)

款 項 目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増減	説 明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	委員出席報償費
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	にの♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合 計	127,000	127,000		

二宮町地域公共交通アンケート調査結果について（概要版）

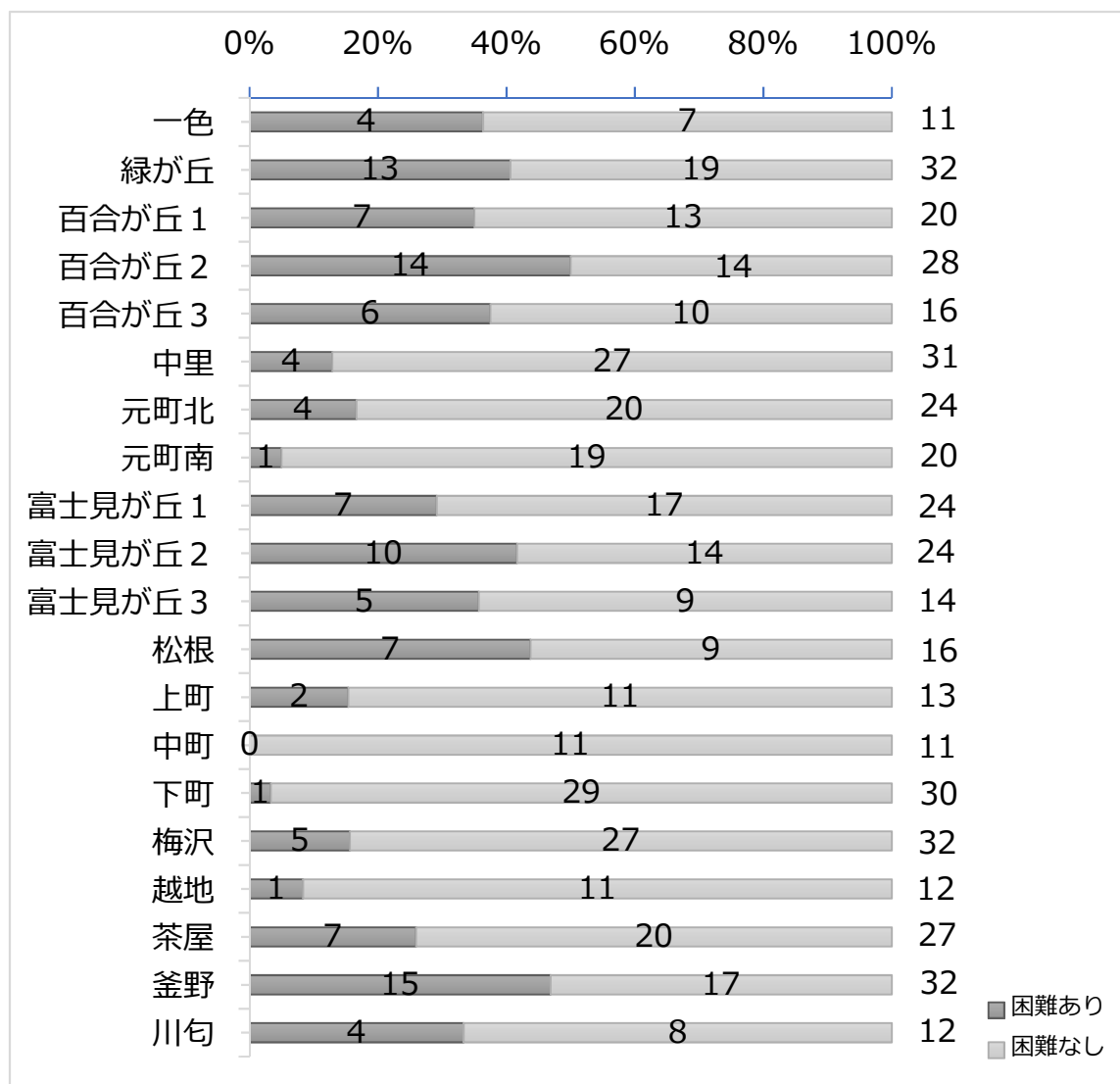
今後人口減少や高齢化に対応するために、日常生活の外出状況や公共交通の利用状況、生活課題等を把握し、5年、10年後の未来を見据えた公共交通のあり方について、町民の皆様のご意見を伺うため、アンケート調査を実施しました。（調査期間）

令和2年12月7日（月）～12月31日（木）

（調査方法）

紙配布：1,000世帯配布（無作為抽出） ⇒ 421票回収（回収率42.1%）

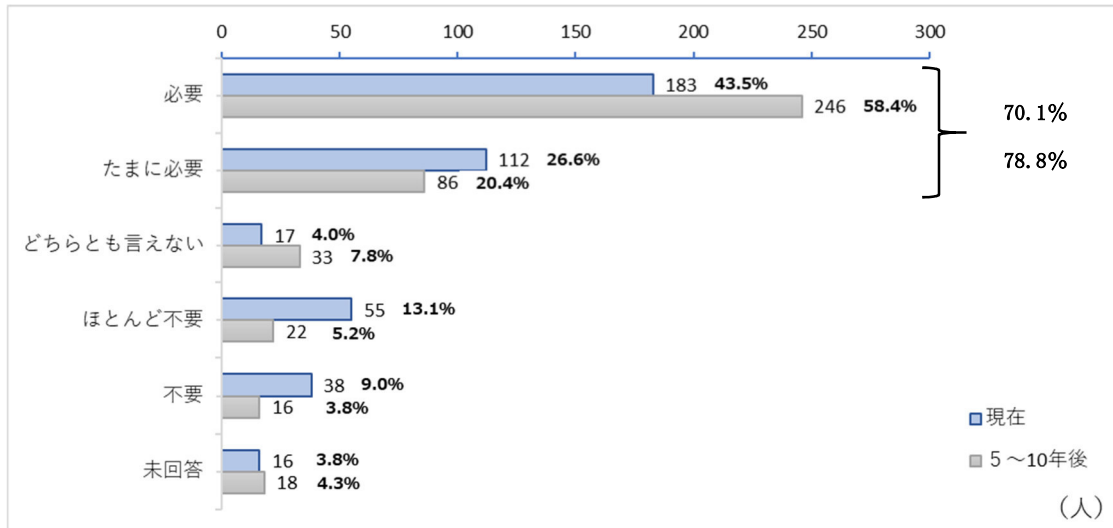
（1）「外出について困難を感じていますか」（P.8）



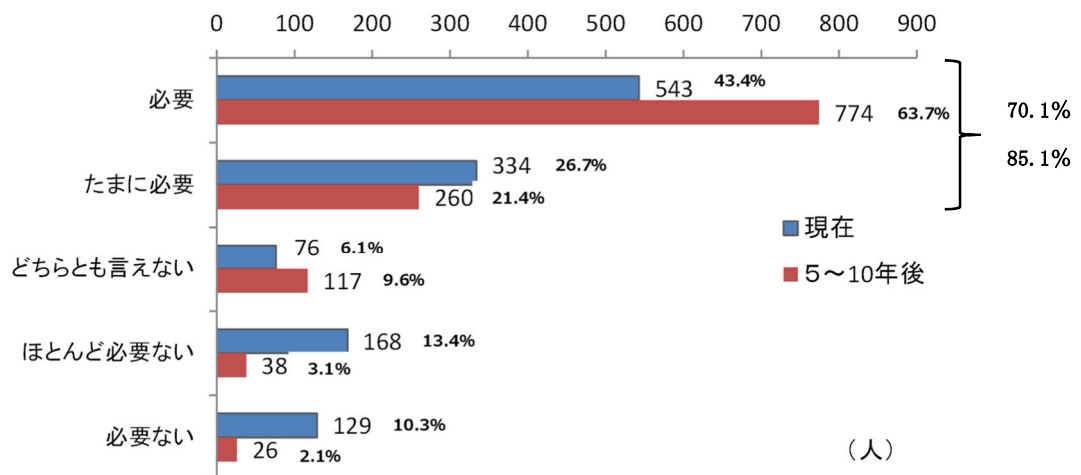
→地区別の困難程度が明らかになり、「緑が丘」「百合が丘2」「富士見が丘2」「松根」「釜野」の5地区は4割を超える方が困難と回答。

(2) 「あなたにとって公共交通は必要ですか」 (P. 16)

<今回調査>



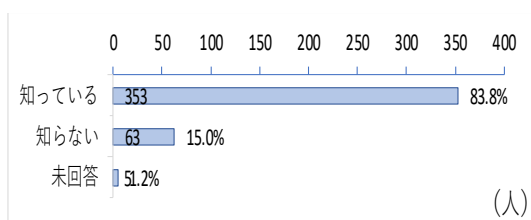
<前回 (H27) 調査>



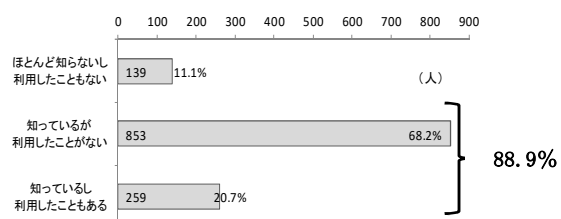
→公共交通に対する町民の意識は「将来（５～１０年後）の必要性」についてやや低下しました。

(3) 「二宮町コミュニティバスをご存じですか」 (P. 14)

<今回調査>



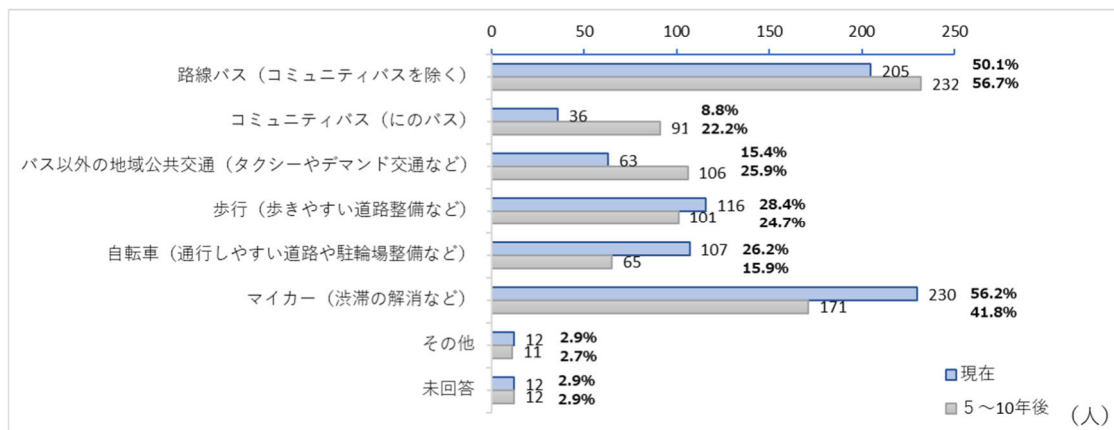
<前回 (H27) 調査>



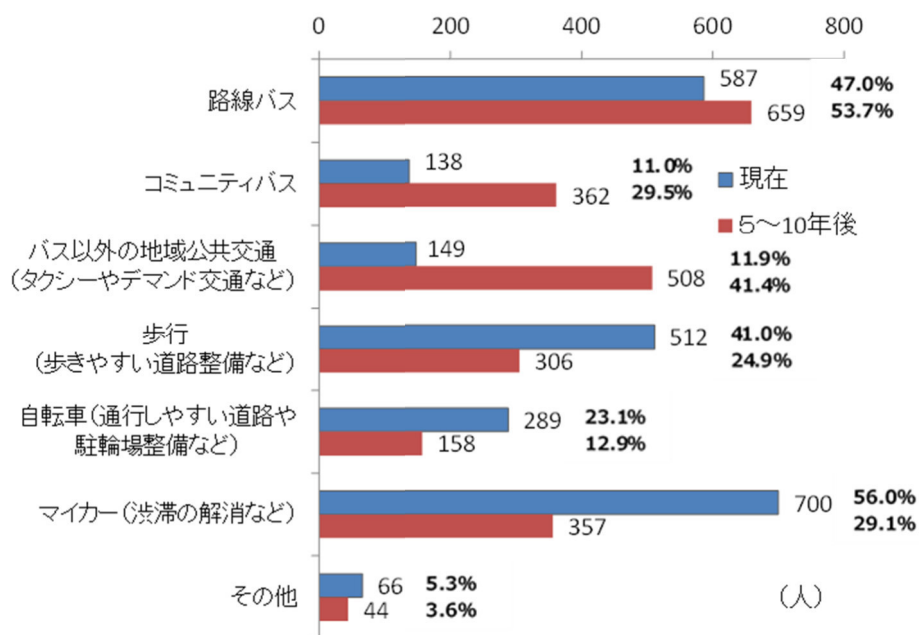
→コミュニティバスの認知度についてもやや低下しました。

(4)「あなたが重要と思う交通手段は何ですか」(P. 20)

<今回調査>



<前回 (H27) 調査>



→路線バスの重要度が現在・将来共にやや増加し、将来のマイカーの重要性については12.7%も増加しました。

令和2年度二宮町地域公共交通アンケート調査結果

1. 実施概要

各地区および各年代に満遍なく配布されるように無作為抽出した1,000人に郵送配布した。

配布および回収状況は以下のとおりであり全体の回収率は42.1%（421票回収）となっている。

4年前に実施した同様のアンケート「公共交通利用意向アンケート（平成28年2月実施）」の回収率58.9%（2,162人配布・1,273票回収）を下回る結果となり、公共交通に対する関心が低下してきていると考えられる。

実施時期	令和2年12月
実施方法	郵送配布、郵送回収
配布数	1,000
回収数	421
回収率	42.1%

（参考）

今回の調査において、過去の経年比較のための郵送による調査とは別に、試行的に以下のとおり実施方法を変えて調査を行った。

回答者の年齢、地区に偏りがあること、また、上記郵送調査と回答者が重複する可能性があることから、次頁以降のアンケート結果には含めていない。

○インターネット調査

実施時期	令和2年12月
実施方法	インターネット回答（町内掲示板、町ホームページ、フェイスブック）
回収数	45

○二宮高校調査

実施時期	令和2年12月
実施方法	インターネット回答（校内掲示板）
回収数	14（参考：生徒総数789）

2. アンケート結果

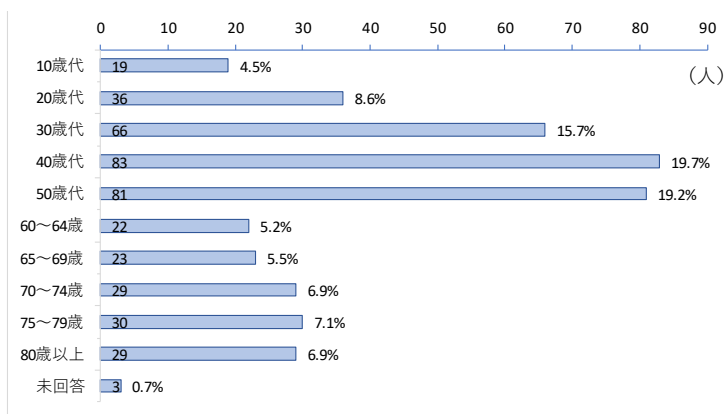
I. 回答者属性

質問 1 年齢

図表 年齢階層別回答者数

年齢階層	回答者数	構成比
10歳代	19	4.5%
20歳代	36	8.6%
30歳代	66	15.7%
40歳代	83	19.7%
50歳代	81	19.2%
60～64歳	22	5.2%
65～69歳	23	5.5%
70～74歳	29	6.9%
75～79歳	30	7.1%
80歳以上	29	6.9%
未回答	3	0.7%

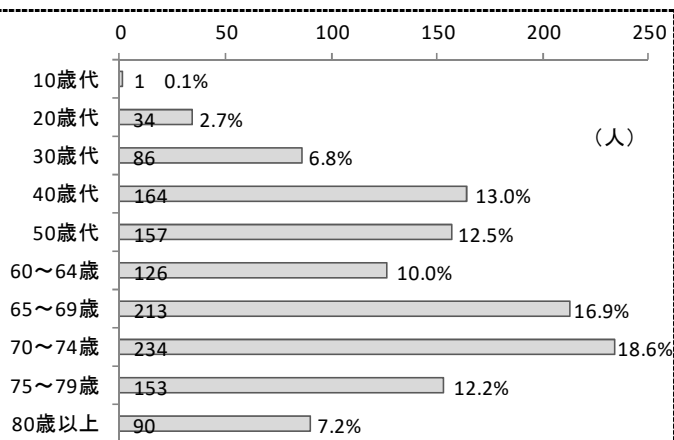
n = 421 単位：人



参考 前回アンケート結果

年齢階層	回答者数	構成比
10歳代	1	0.1%
20歳代	34	2.7%
30歳代	86	6.8%
40歳代	164	13.0%
50歳代	157	12.5%
60～64歳	126	10.0%
65～69歳	213	16.9%
70～74歳	234	18.6%
75～79歳	153	12.2%
80歳以上	90	7.2%

n = 1,258 単位：人

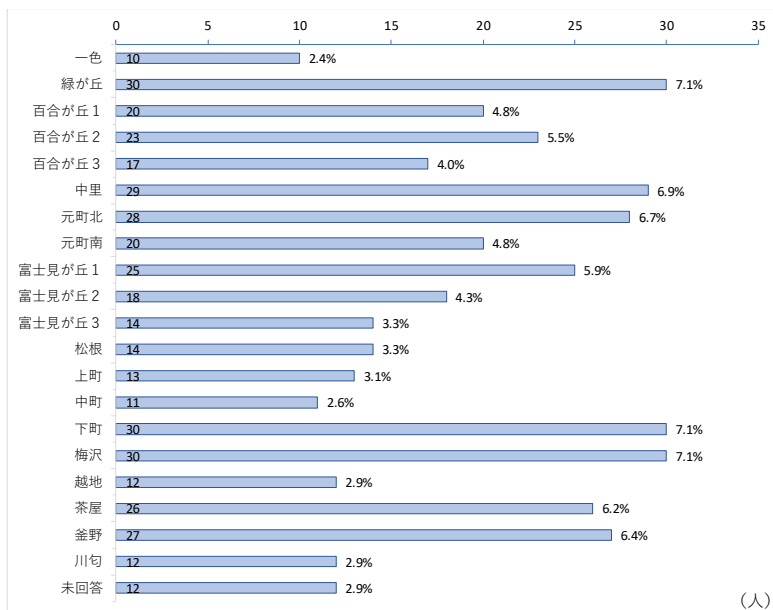


質問2 ご自宅の地区及び最寄りバス停までの距離

図表 地区別回答者数

地区	回答者数	構成比
一色	10	2.4%
緑が丘	30	7.1%
百合が丘 1	20	4.8%
百合が丘 2	23	5.5%
百合が丘 3	17	4.0%
中里	29	6.9%
元町北	28	6.7%
元町南	20	4.8%
富士見が丘 1	25	5.9%
富士見が丘 2	18	4.3%
富士見が丘 3	14	3.3%
松根	14	3.3%
上町	13	3.1%
中町	11	2.6%
下町	30	7.1%
梅沢	30	7.1%
越地	12	2.9%
茶屋	26	6.2%
釜野	27	6.4%
川匂	12	2.9%
未回答	12	2.9%

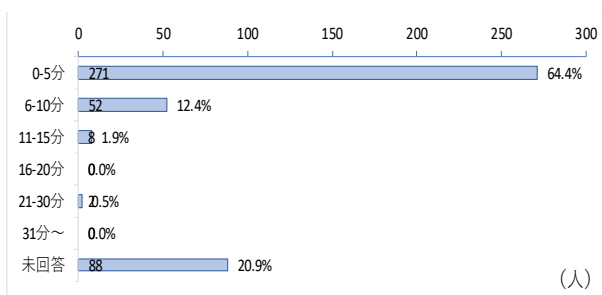
n = 421 単位：人



(人)

自宅から最寄りバス停まで徒歩でかかる時間	回答者数	構成比
0-5分	271	64.4%
6-10分	52	12.4%
11-15分	8	1.9%
16-20分	0	0.0%
21-30分	2	0.5%
31分～	0	0.0%
未回答	88	20.9%

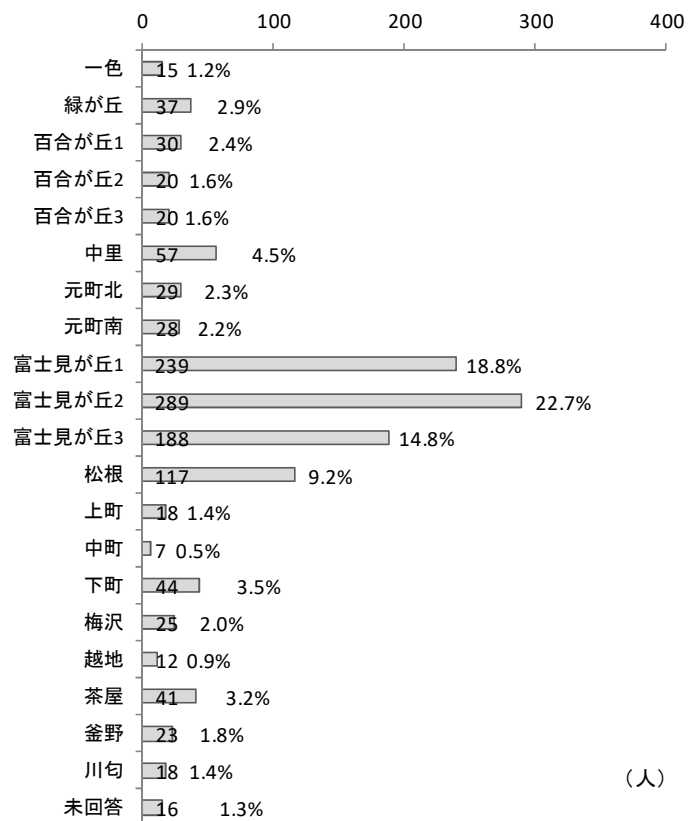
n = 421 単位：人



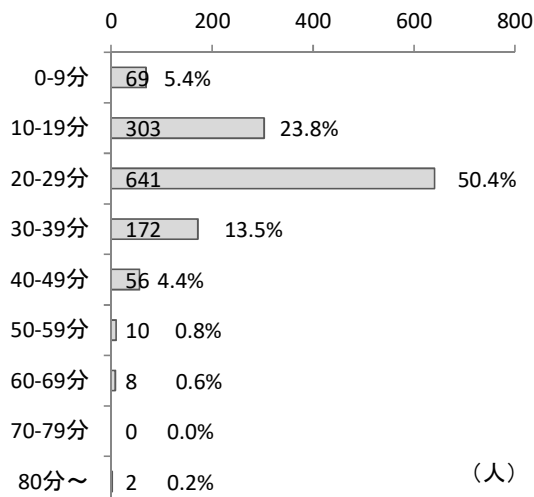
(人)

参考 前回アンケート結果

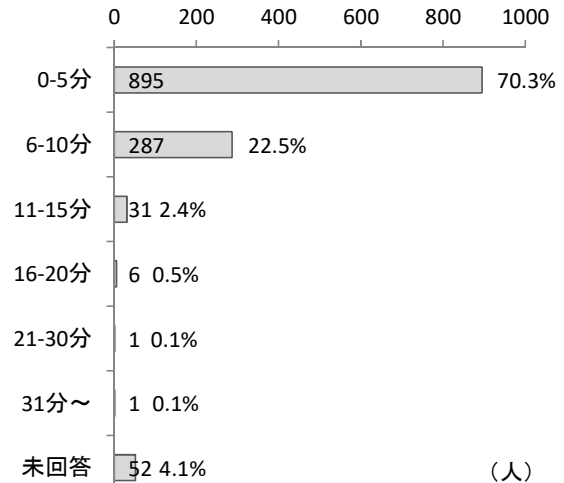
地区	回答者数	構成比
一色	15	1.2%
緑が丘	37	2.9%
百合が丘1	30	2.4%
百合が丘2	20	1.6%
百合が丘3	20	1.6%
中里	57	4.5%
元町北	29	2.3%
元町南	28	2.2%
富士見が丘1	239	18.8%
富士見が丘2	289	22.7%
富士見が丘3	188	14.8%
松根	117	9.2%
上町	18	1.4%
中町	7	0.5%
下町	44	3.5%
梅沢	25	2.0%
越地	12	0.9%
茶屋	41	3.2%
釜野	23	1.8%
川匂	18	1.4%
未回答	16	1.3%
total	1273	



自宅から二宮駅まで徒歩でかかる時間



自宅から最寄りバス停まで徒歩でかかる時間

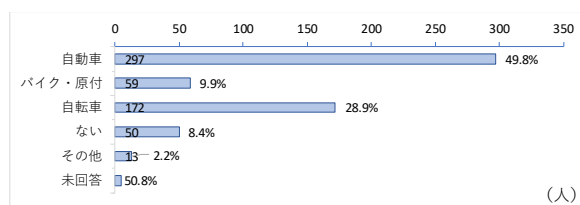


質問3 自由に使える交通手段は何ですか。(複数回答可)

図表 自由に使える交通手段

自由に使える交通手段	回答者数	構成比
自動車	297	49.8%
バイク・原付	59	9.9%
自転車	172	28.9%
ない	50	8.4%
その他	13	2.2%
未回答	5	0.8%

n = 596 単位：人

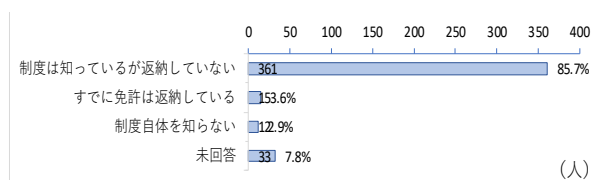


質問4 あなたは運転免許をお持ちですか。

図表 返納制度認知度

免許の返納制度	回答者数	構成比
制度は知っているが返納していない	361	85.7%
すでに免許は返納している	15	3.6%
制度自体を知らない	12	2.9%
未回答	33	7.8%

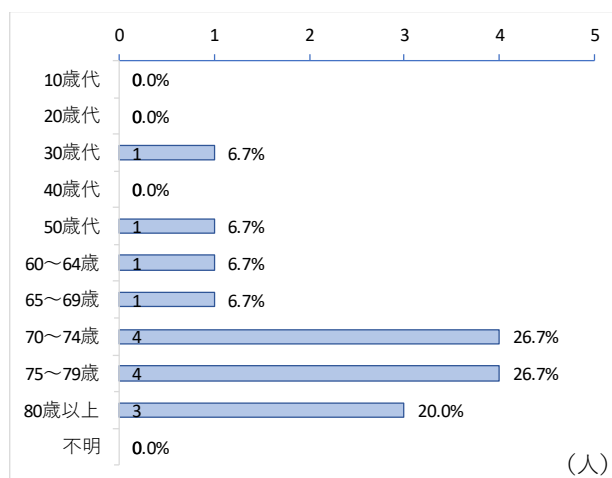
n = 421 単位：人



図表 年齢階層別免許返納者数

免許返納者	回答者数	構成比
10歳代	0	0.0%
20歳代	0	0.0%
30歳代	1	6.7%
40歳代	0	0.0%
50歳代	1	6.7%
60～64歳	1	6.7%
65～69歳	1	6.7%
70～74歳	4	26.7%
75～79歳	4	26.7%
80歳以上	3	20.0%
不明	0	0.0%

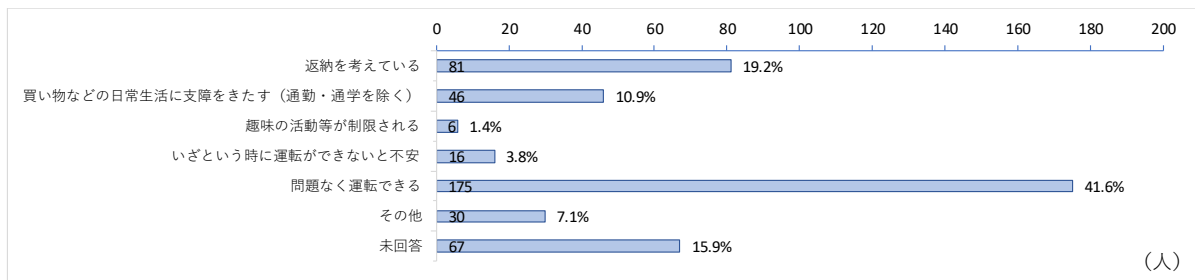
n = 15 単位：人



図表 免許を返納しない理由

免許を返納しない理由	回答者数	構成比
返納を考えている	81	19.2%
買い物などの日常生活に支障をきたす（通勤・通学を除く）	46	10.9%
趣味の活動等が制限される	6	1.4%
いざという時に運転ができないと不安	16	3.8%
問題なく運転できる	175	41.6%
その他	30	7.1%
未回答	67	15.9%

n = 421

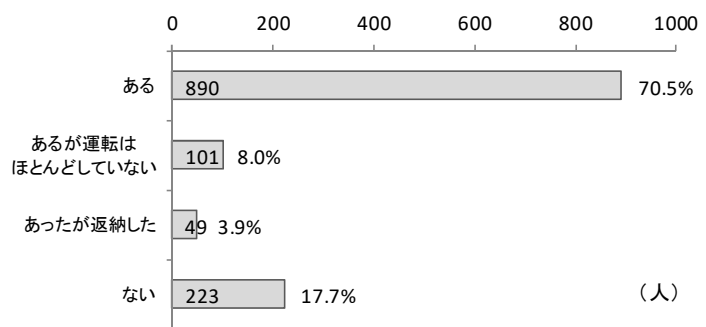


参考 前回アンケート結果

図表 運転免許の保有状況

運転免許の保有	回答者数	構成比
ある	890	70.5%
あるが運転はほとんどしていない	101	8.0%
あったが返納した	49	3.9%
ない	223	17.7%

n= 1,263



図表 年齢階層別免許返納者数

年齢階層	回答者数 (a)	うち免許返納者数 (b)	割合 (a)/(b)
10歳代	1	0	0.0%
20歳代	34	1	2.9%
30歳代	86	0	0.0%
40歳代	164	0	0.0%
50歳代	157	1	0.6%
60～64歳	126	1	0.8%
65～69歳	213	3	1.4%
70～74歳	234	17	7.3%
75～79歳	153	13	8.5%
80歳以上	90	11	12.2%

単位：人

II. ふだんの交通（移動）について

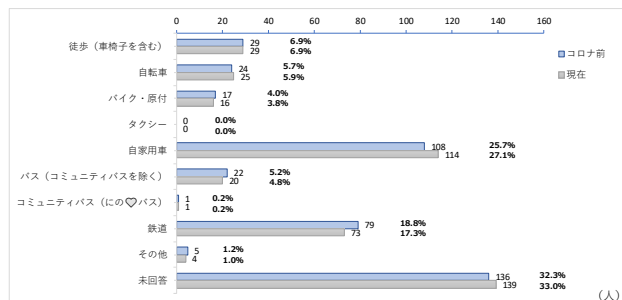
質問5 ふだん、よく利用する交通手段とその目的は何ですか。

（1）よく利用する交通手段

図表 よく利用する交通手段別回答者数

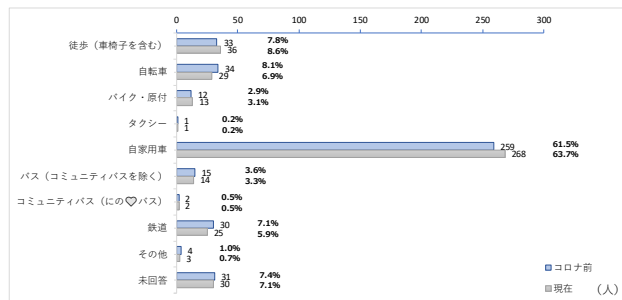
①「通勤・通学」の場合

主な移動手段	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
徒歩（車椅子を含む）	29	6.9%	29	6.9%
自転車	24	5.7%	25	5.9%
バイク・原付	17	4.0%	16	3.8%
タクシー	0	0.0%	0	0.0%
自家用車	108	25.7%	114	27.1%
バス（コミュニティバスを除く）	22	5.2%	20	4.8%
コミュニティバス（にの♡バス）	1	0.2%	1	0.2%
鉄道	79	18.8%	73	17.3%
その他	5	1.2%	4	1.0%
未回答	136	32.3%	139	33.0%
n= 421 単位：人 421 単位：人				



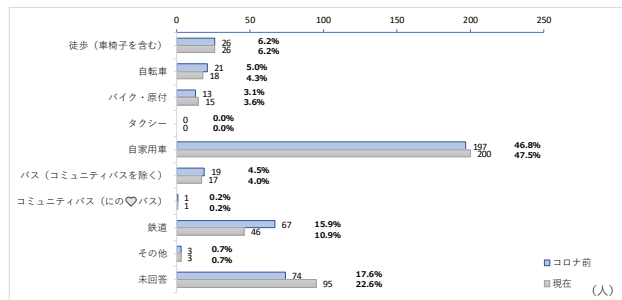
②「買い物・通院」の場合

主な移動手段	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
徒歩（車椅子を含む）	33	7.8%	36	8.6%
自転車	34	8.1%	29	6.9%
バイク・原付	12	2.9%	13	3.1%
タクシー	1	0.2%	1	0.2%
自家用車	259	61.5%	268	63.7%
バス（コミュニティバスを除く）	15	3.6%	14	3.3%
コミュニティバス（にの♡バス）	2	0.5%	2	0.5%
鉄道	30	7.1%	25	5.9%
その他	4	1.0%	3	0.7%
未回答	31	7.4%	30	7.1%
n= 421 単位：人 421 単位：人				



③「趣味・その他」の場合

主な移動手段	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
徒歩（車椅子を含む）	26	6.2%	26	6.2%
自転車	21	5.0%	18	4.3%
バイク・原付	13	3.1%	15	3.6%
タクシー	0	0.0%	0	0.0%
自家用車	197	46.8%	200	47.5%
バス（コミュニティバスを除く）	19	4.5%	17	4.0%
コミュニティバス（にの♡バス）	1	0.2%	1	0.2%
鉄道	67	15.9%	46	10.9%
その他	3	0.7%	3	0.7%
未回答	74	17.6%	95	22.6%
n= 421 単位：人 421 単位：人				

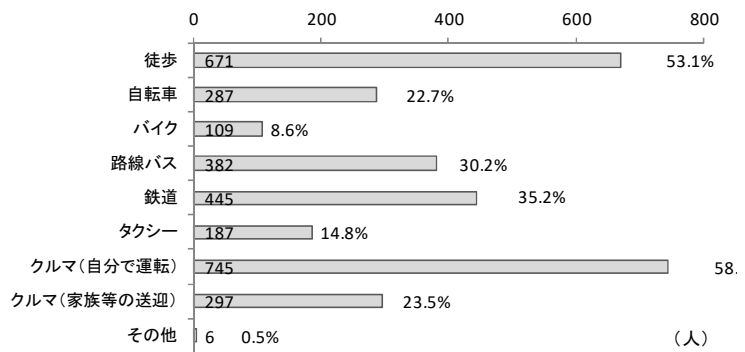


参考 前回アンケート結果

図表 よく利用する交通手段別回答者数

交通手段	回答者数 (a)	回答率 (a)/n
徒歩	671	53.1%
自転車	287	22.7%
バイク	109	8.6%
路線バス	382	30.2%
鉄道	445	35.2%
タクシー	187	14.8%
クルマ（自分で運転）	745	58.9%
クルマ（家族等の送迎）	297	23.5%
その他	6	0.5%

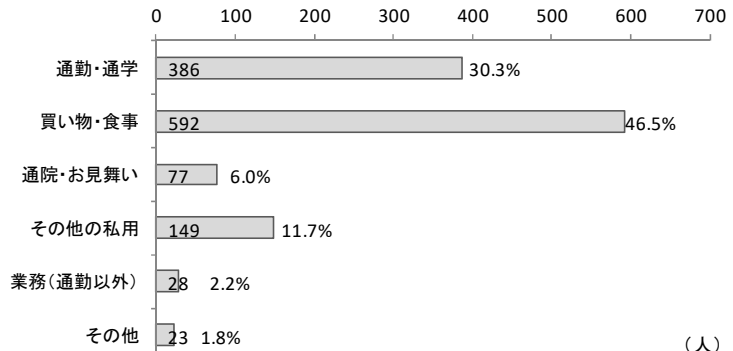
total 3,129 (回答総数)
n= 1,264 (有効回答者数)



図表 外出目的別回答者数

目的	回答者数	構成比
通勤・通学	386	30.3%
買い物・食事	592	46.5%
通院・お見舞い	77	6.0%
その他の私用	149	11.7%
業務（通勤以外）	28	2.2%
その他	23	1.8%

n= 1,255

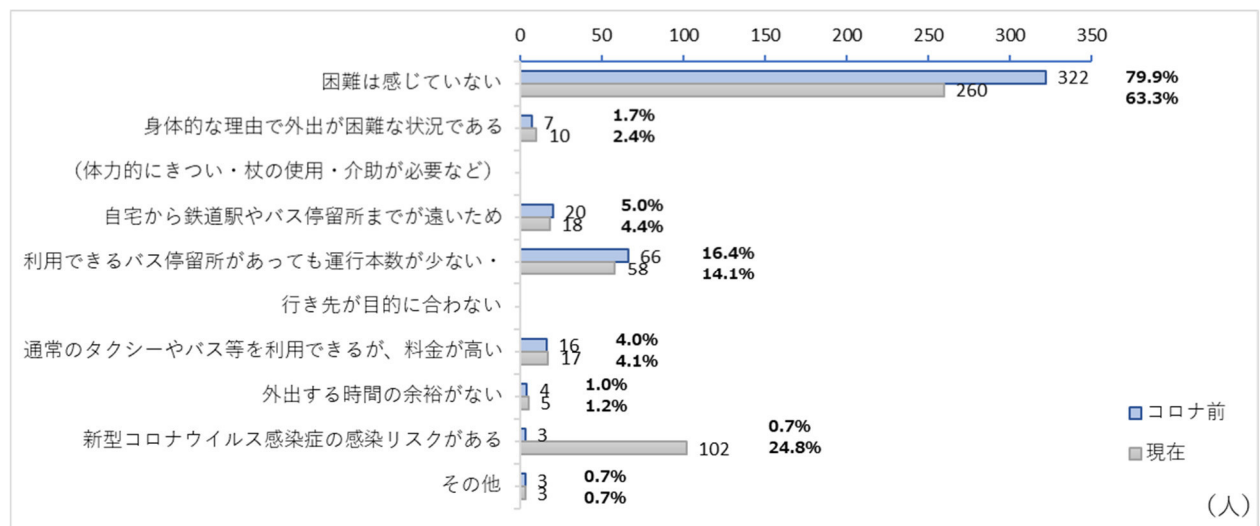


質問 6 外出について困難だと思うことはありますか。(複数回答可)

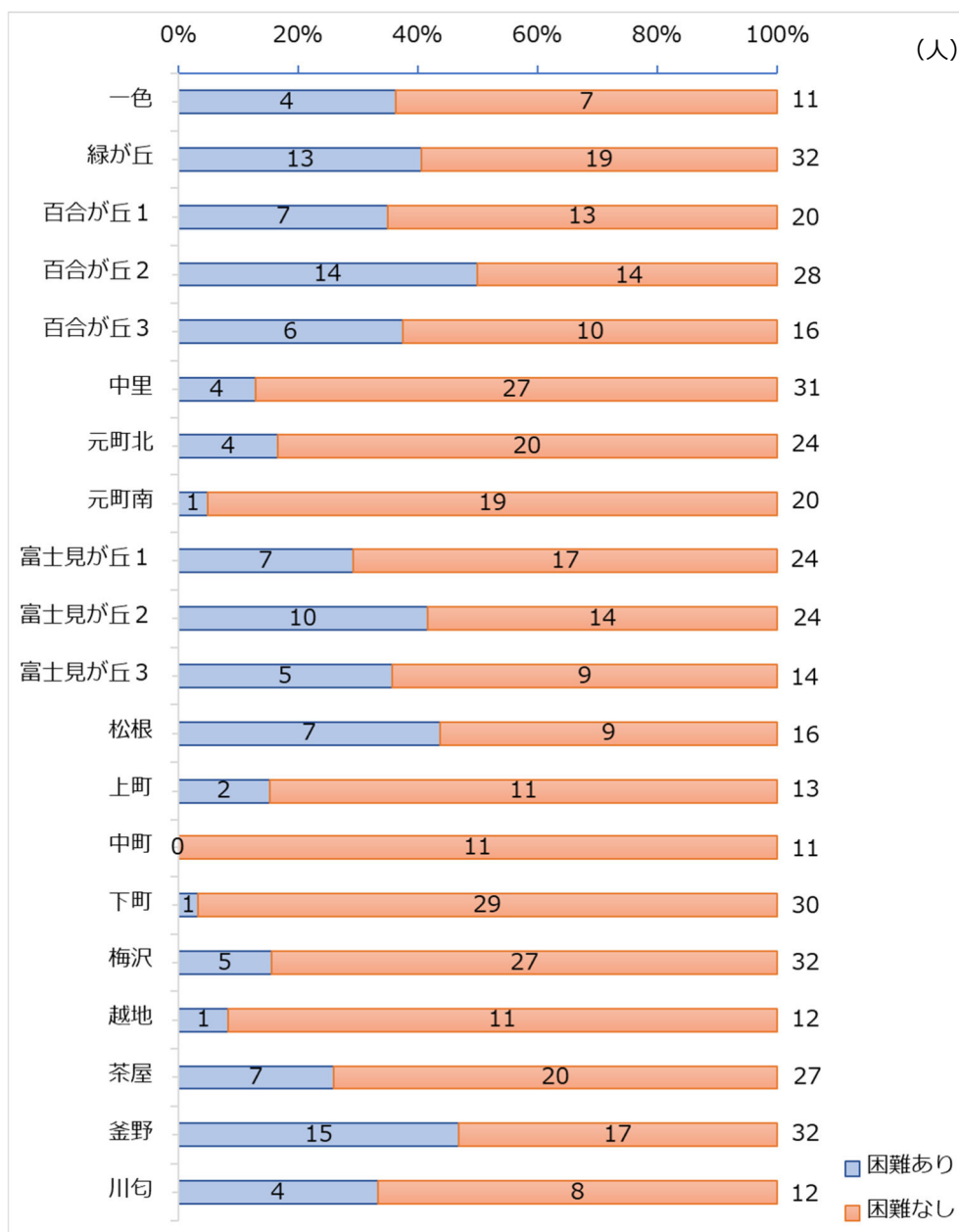
図表 外出困難回答者数

外出について困難だと思うことはありますか	コロナ前		現在	
	回答者数(a)	回答率(a/n)	回答者数(a)	回答率(a/n)
困難は感じていない	322	79.9%	260	63.3%
身体的な理由で外出が困難な状況である (体力的にきつい・杖の使用・介助が必要など)	7	1.7%	10	2.4%
自宅から鉄道駅やバス停留所までが遠いため	20	5.0%	18	4.4%
利用できるバス停留所があっても運行本数が少ない・ 行き先が目的に合わない	66	16.4%	58	14.1%
通常のタクシーやバス等を利用できるが、料金が安い	16	4.0%	17	4.1%
外出する時間の余裕がない	4	1.0%	5	1.2%
新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある	3	0.7%	102	24.8%
その他	3	0.7%	3	0.7%
未回答	18	4.5%	10	2.4%

回答総数 459 483
有効回答者数(n) 403 411



図表 地区別外出困難回答者数

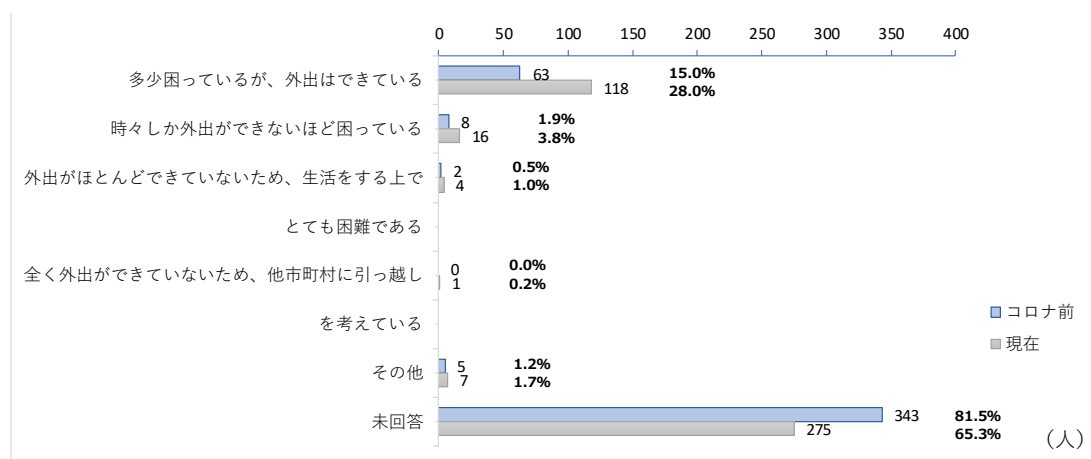


質問7 外出についてどの程度困難だと感じていますか。

図表 外出困難の程度

困難の程度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
多少困っているが、外出はできている	63	15.0%	118	28.0%
時々しか外出ができないほど困っている	8	1.9%	16	3.8%
外出がほとんどできていないため、生活をする上でとても困難である	2	0.5%	4	1.0%
全く外出ができていないため、他市町村に引っ越しを考えている	0	0.0%	1	0.2%
その他	5	1.2%	7	1.7%
未回答	343	81.5%	275	65.3%

n = 421 単位：人 421 単位：人



質問8 外出について困難を感じていない理由は何ですか。(複数回答可)

図表 外出困難と感じていない理由

困難を感じていない理由	コロナ前		現在	
	回答者数(a)	回答率(a/n)	回答者数(a)	回答率(a/n)
自分で自動車等を運転できるため	235	74.1%	192	74.7%
家族等に送迎等をしてもらえるため	52	16.4%	47	18.3%
外出時の公共交通で不便を感じることがないため	87	27.4%	62	24.1%
その他	8	2.5%	8	3.1%
未回答	104	32.8%	164	63.8%

回答総数

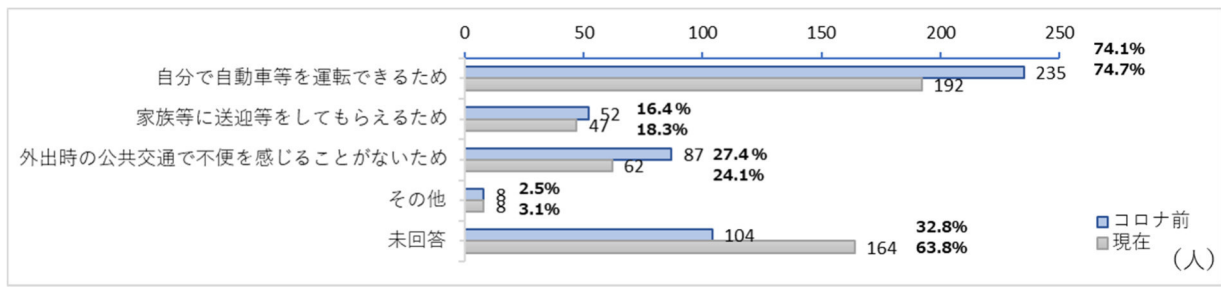
486

473

有効回答者数(n)

317

257

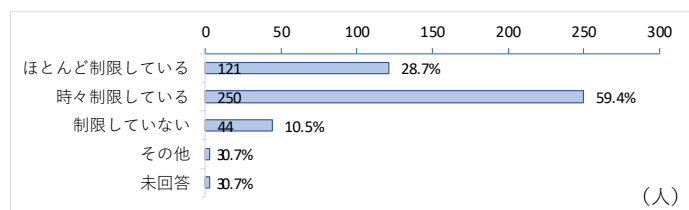


質問9 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出を自主的に制限していますか。

図表 外出の自主的制限

外出制限	回答者数	構成比
ほとんど制限している	121	28.7%
時々制限している	250	59.4%
制限していない	44	10.5%
その他	3	0.7%
未回答	3	0.7%

n = 421

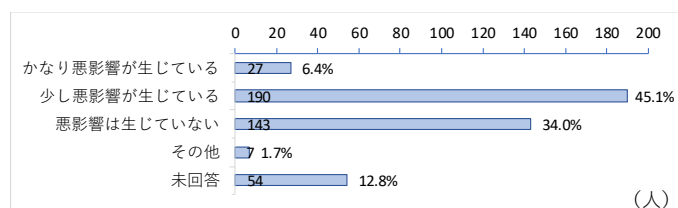


質問10 外出制限により生活に悪影響が生じていると感じていますか。

図表 外出制限の影響

外出制限の影響	回答者数	構成比
かなり悪影響が生じている	27	6.4%
少し悪影響が生じている	190	45.1%
悪影響は生じていない	143	34.0%
その他	7	1.7%
未回答	54	12.8%

n = 421



III. 公共交通の利用頻度について

質問11 鉄道（電車）をどのくらい利用しますか。

図表 鉄道（電車）の利用頻度

<「鉄道」の利用頻度> ①通勤・通学

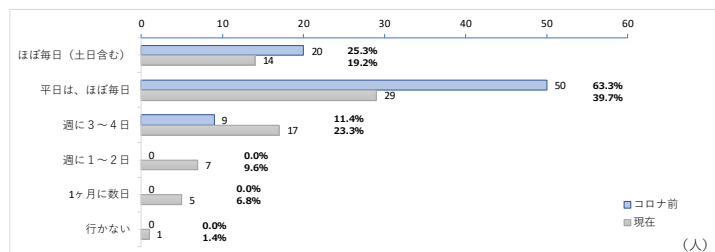
利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	20	25.3%	14	19.2%
平日は、ほぼ毎日	50	63.3%	29	39.7%
週に3～4日	9	11.4%	17	23.3%
週に1～2日	0	0.0%	7	9.6%
1ヶ月に数日	0	0.0%	5	6.8%
行かない	0	0.0%	1	1.4%

n = 79

単位：人

73

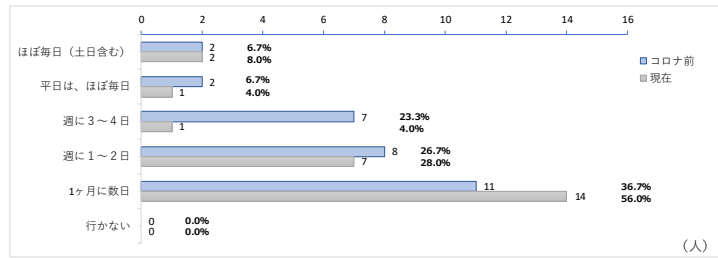
単位：人



<「鉄道」の利用頻度> ②買い物・通院

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	2	6.7%	2	8.0%
平日は、ほぼ毎日	2	6.7%	1	4.0%
週に3～4日	7	23.3%	1	4.0%
週に1～2日	8	26.7%	7	28.0%
1ヶ月に数日	11	36.7%	14	56.0%
行かない	0	0.0%	0	0.0%

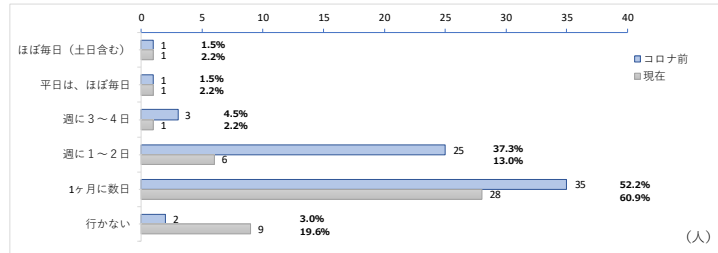
n = 30 単位：人 25 単位：人



<「鉄道」の利用頻度> ③趣味・その他

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	1	1.5%	1	2.2%
平日は、ほぼ毎日	1	1.5%	1	2.2%
週に3～4日	3	4.5%	1	2.2%
週に1～2日	25	37.3%	6	13.0%
1ヶ月に数日	35	52.2%	28	60.9%
行かない	2	3.0%	9	19.6%

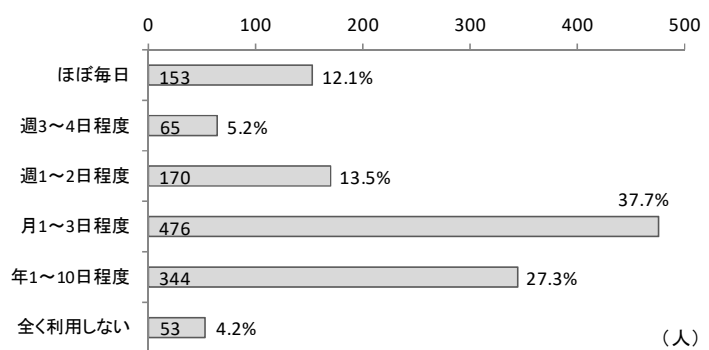
n = 67 単位：人 46 単位：人



参考 前回アンケート結果

利用頻度	回答者数	構成比
ほぼ毎日	153	12.1%
週3～4日程度	65	5.2%
週1～2日程度	170	13.5%
月1～3日程度	476	37.7%
年1～10日程度	344	27.3%
全く利用しない	53	4.2%

n = 1,261

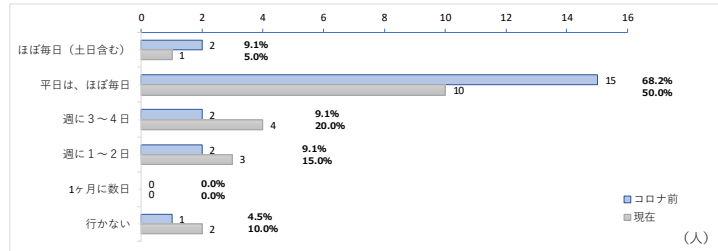


質問 12 路線バス（二宮町コミュニティバスを除く）をどのくらい利用しますか。

図表 路線バスの利用頻度

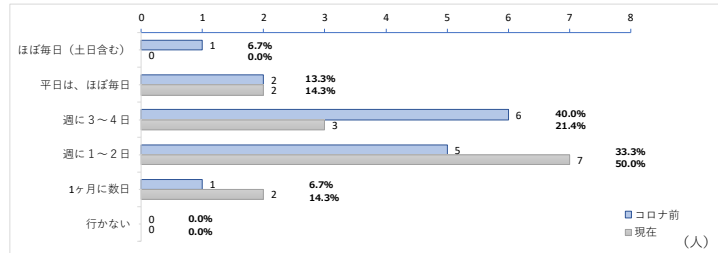
<「バス」の利用頻度> ①通勤・通学

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	2	9.1%	1	5.0%
平日は、ほぼ毎日	15	68.2%	10	50.0%
週に3～4日	2	9.1%	4	20.0%
週に1～2日	2	9.1%	3	15.0%
1ヶ月に数日	0	0.0%	0	0.0%
行かない	1	4.5%	2	10.0%
n = 22 単位：人 20 単位：人				



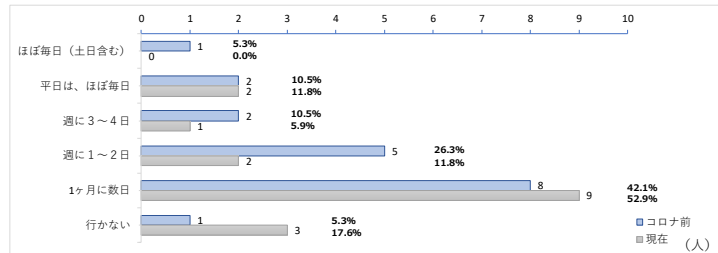
<「バス」の利用頻度> ②買い物・通院

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	1	6.7%	0	0.0%
平日は、ほぼ毎日	2	13.3%	2	14.3%
週に3～4日	6	40.0%	3	21.4%
週に1～2日	5	33.3%	7	50.0%
1ヶ月に数日	1	6.7%	2	14.3%
行かない	0	0.0%	0	0.0%
n = 15 単位：人 14 単位：人				



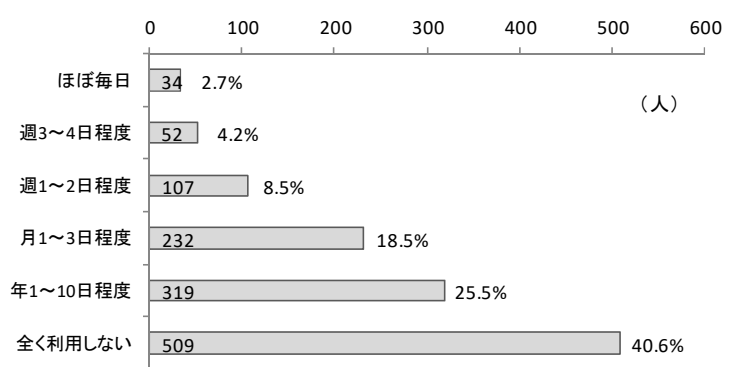
<「バス」の利用頻度> ③趣味・その他

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	1	5.3%	0	0.0%
平日は、ほぼ毎日	2	10.5%	2	11.8%
週に3～4日	2	10.5%	1	5.9%
週に1～2日	5	26.3%	2	11.8%
1ヶ月に数日	8	42.1%	9	52.9%
行かない	1	5.3%	3	17.6%
n = 19 単位：人 17 単位：人				



参考 前回アンケート結果

利用頻度	回答者数	構成比
ほぼ毎日	34	2.7%
週3～4日程度	52	4.2%
週1～2日程度	107	8.5%
月1～3日程度	232	18.5%
年1～10日程度	319	25.5%
全く利用しない	509	40.6%
n = 1,253		



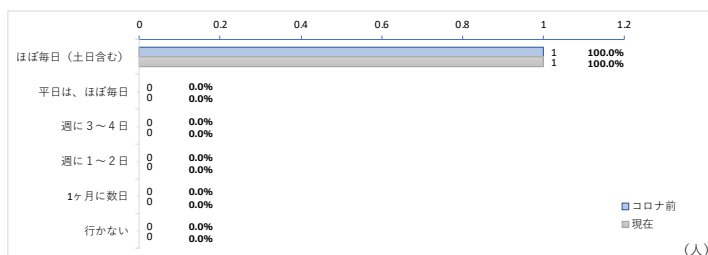
質問 13 タクシー（デマンドを除く）をどのくらい利用しますか。

図表 タクシー（デマンドを除く）の利用頻度

<「タクシー」の利用頻度>

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日（土日含む）	1	100.0%	1	100.0%
平日は、ほぼ毎日	0	0.0%	0	0.0%
週に3～4日	0	0.0%	0	0.0%
週に1～2日	0	0.0%	0	0.0%
1ヶ月に数日	0	0.0%	0	0.0%
行かない	0	0.0%	0	0.0%

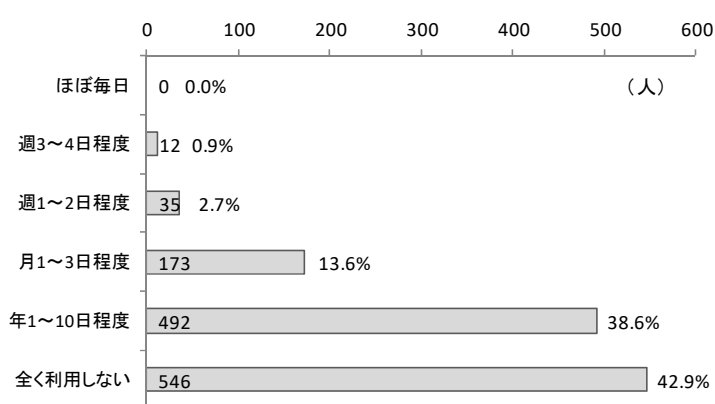
n = 1 単位：人 1 単位：人



参考 前回アンケート結果

利用頻度	回答者数	構成比
ほぼ毎日	0	0.0%
週3～4日程度	12	0.9%
週1～2日程度	35	2.7%
月1～3日程度	173	13.6%
年1～10日程度	492	38.6%
全く利用しない	546	42.9%

n = 1,258



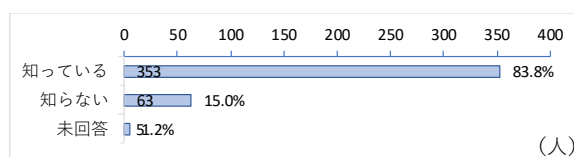
質問 14 二宮町コミュニティバスについて

(1) 二宮町コミュニティバスのご存知ですか。

図表 二宮町コミュニティバスの認知度

コミュニティバスの認知度	回答者数	構成比
知っている	353	83.8%
知らない	63	15.0%
未回答	5	1.2%

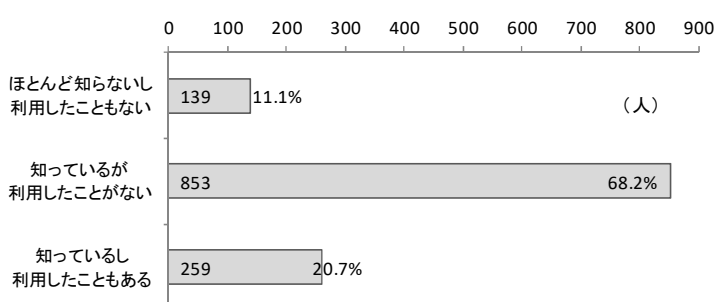
n = 421 単位：人



参考 前回アンケート結果

二宮町コミュニティバスの利用状況	回答者数	構成比
ほとんど知らないし利用したこともない	139	11.1%
知っているが利用したことがない	853	68.2%
知っているし利用したこともある	259	20.7%

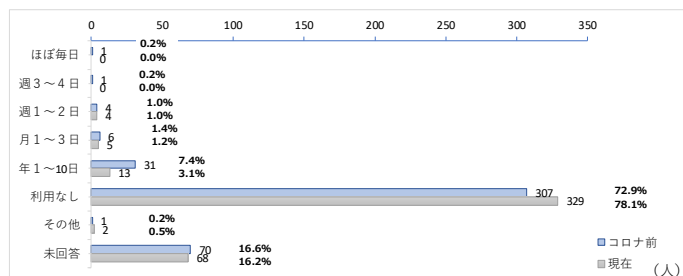
n = 1,251



(2) 二宮町コミュニティバスをどのくらい利用しましたか。

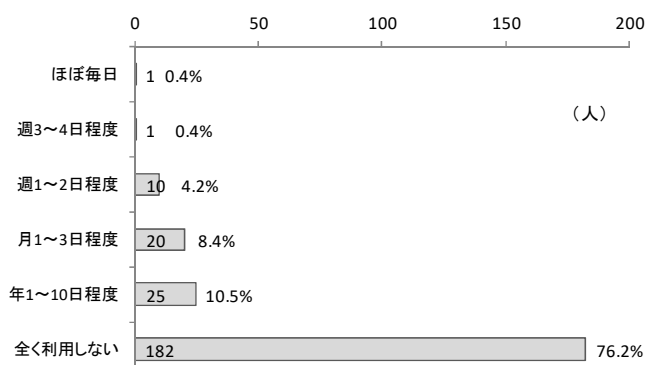
図表 二宮町コミュニティバスの利用状況

利用頻度	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
ほぼ毎日	1	0.2%	0	0.0%
週3～4日	1	0.2%	0	0.0%
週1～2日	4	1.0%	4	1.0%
月1～3日	6	1.4%	5	1.2%
年1～10日	31	7.4%	13	3.1%
利用なし	307	72.9%	329	78.1%
その他	1	0.2%	2	0.5%
未回答	70	16.6%	68	16.2%
n =	421	単位：人	421	単位：人



参考 前回アンケート結果

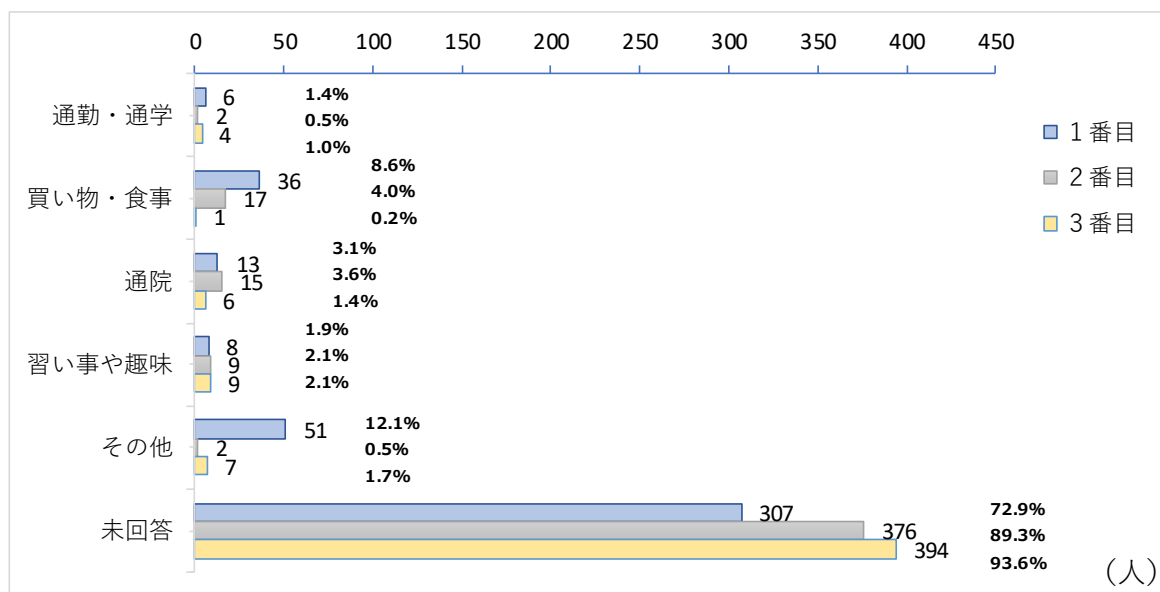
利用頻度	回答者数	構成比
ほぼ毎日	1	0.4%
週3～4日程度	1	0.4%
週1～2日程度	10	4.2%
月1～3日程度	20	8.4%
年1～10日程度	25	10.5%
全く利用しない	182	76.2%
n =	239	



(3) 二宮町コミュニティバスを利用するときの目的は何ですか。

図表 二宮町コミュニティバスの利用目的

利用目的	1 番目	構成比	2 番目	構成比	3 番目	構成比
通勤・通学	6	1.4%	2	0.5%	4	1.0%
買い物・食事	36	8.6%	17	4.0%	1	0.2%
通院	13	3.1%	15	3.6%	6	1.4%
習い事や趣味	8	1.9%	9	2.1%	9	2.1%
その他	51	12.1%	2	0.5%	7	1.7%
未回答	307	72.9%	376	89.3%	394	93.6%
n =	421		421		421	

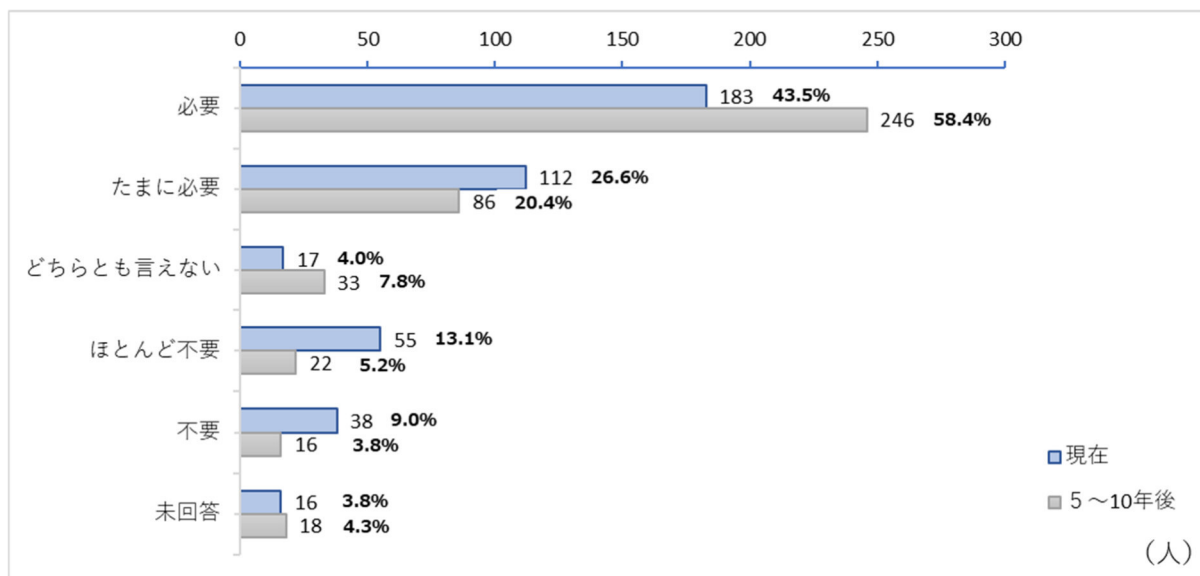


IV. 公共交通について

質問 15 あなたにとって公共交通は必要ですか？現在と5～10年後を想像してお答えください。

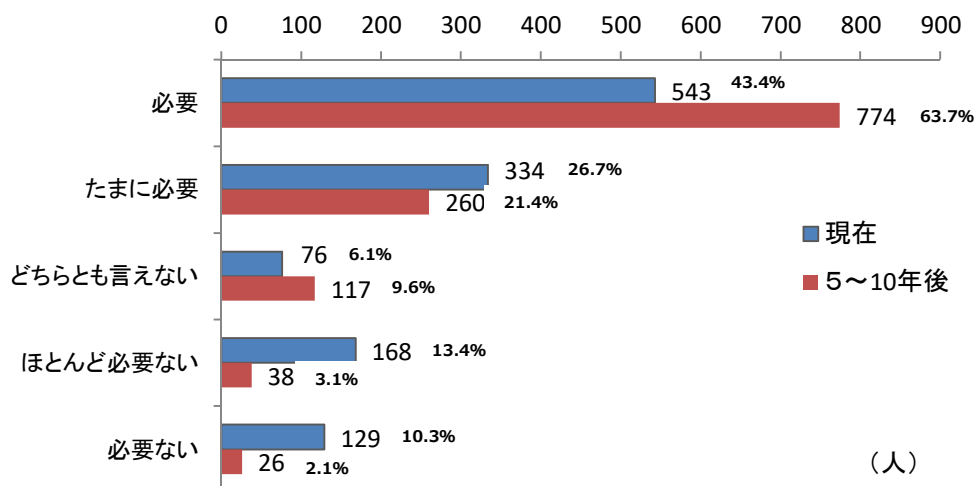
図表 公共交通の必要性

公共交通の必要性	現在		5～10年後	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
必要	183	43.5%	246	58.4%
たまに必要	112	26.6%	86	20.4%
どちらとも言えない	17	4.0%	33	7.8%
ほとんど不要	55	13.1%	22	5.2%
不要	38	9.0%	16	3.8%
未回答	16	3.8%	18	4.3%
n =		421	421	
		単位：人		

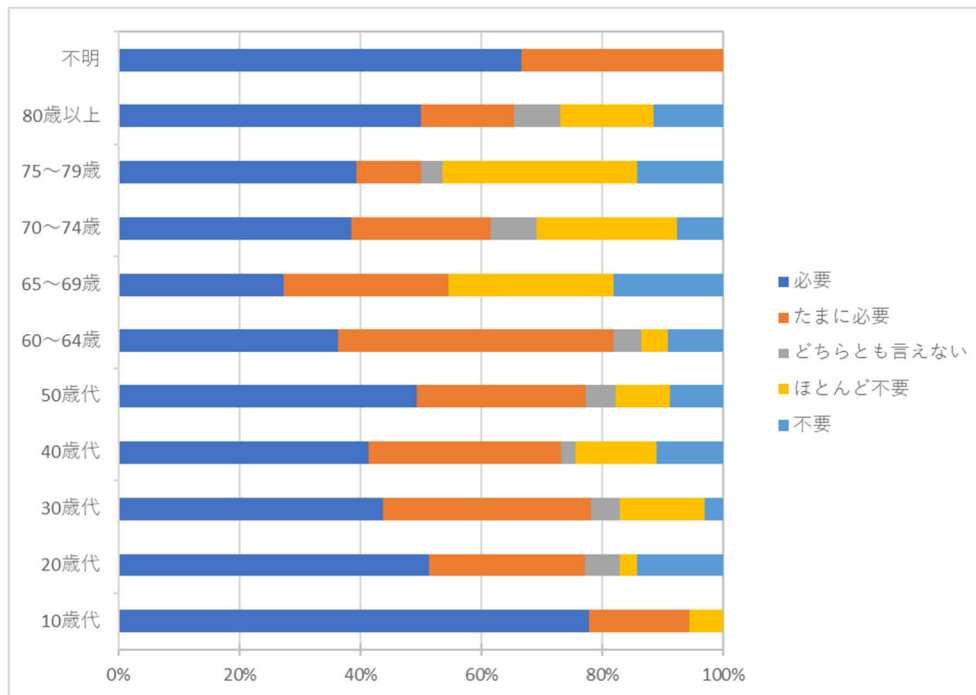


参考 前回アンケート結果

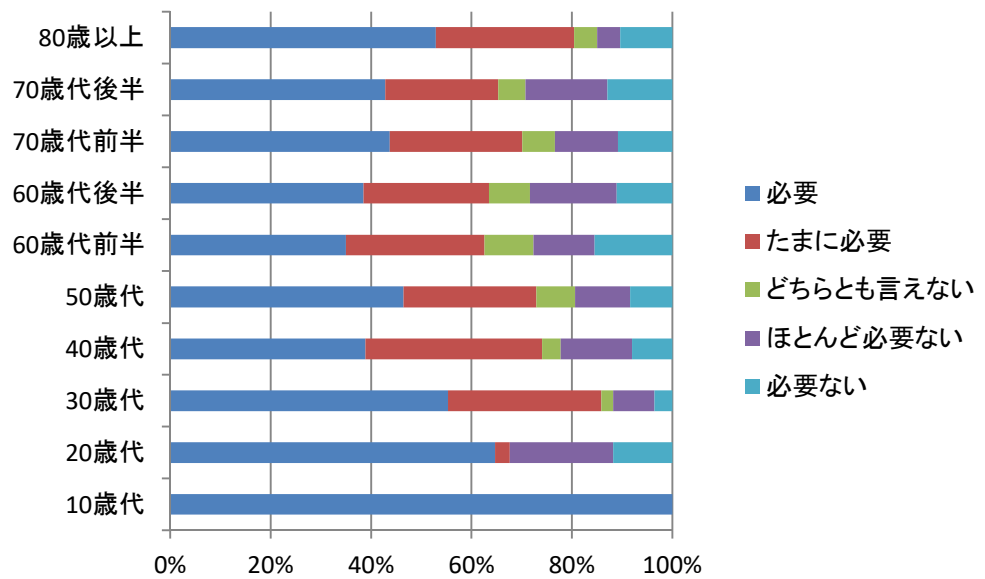
公共交通の必要性	現在		5～10年後	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
必要	543	43.4%	774	63.7%
たまに必要	334	26.7%	260	21.4%
どちらとも言えない	76	6.1%	117	9.6%
ほとんど必要ない	168	13.4%	38	3.1%
必要ない	129	10.3%	26	2.1%
n= 1,250			n= 1,215	
(有効回答者数)			(有効回答者数)	



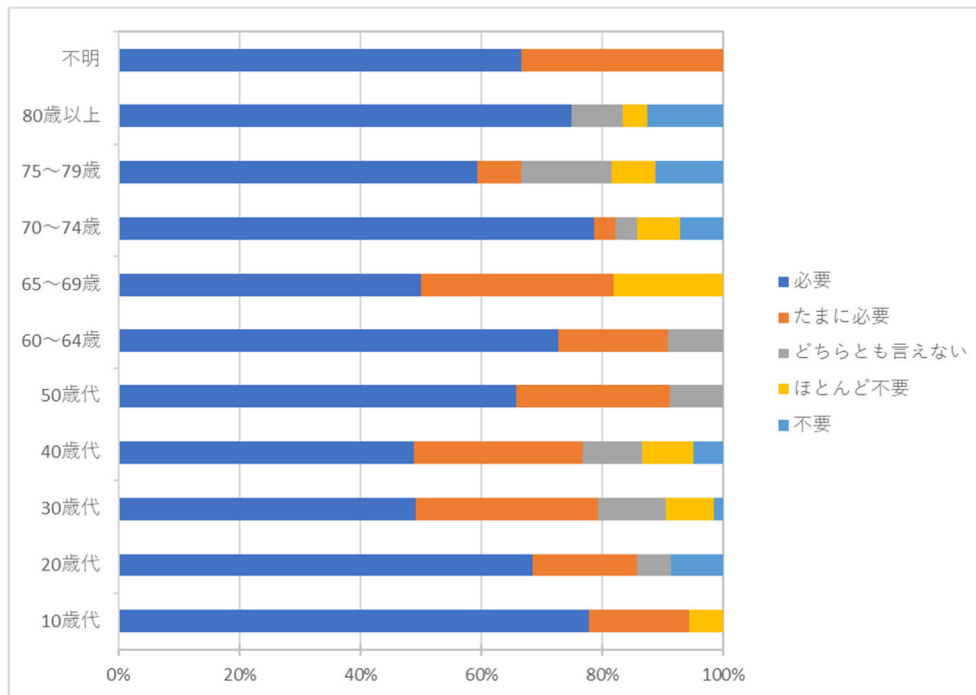
図表 年齢階層別公共交通の必要性（現在）



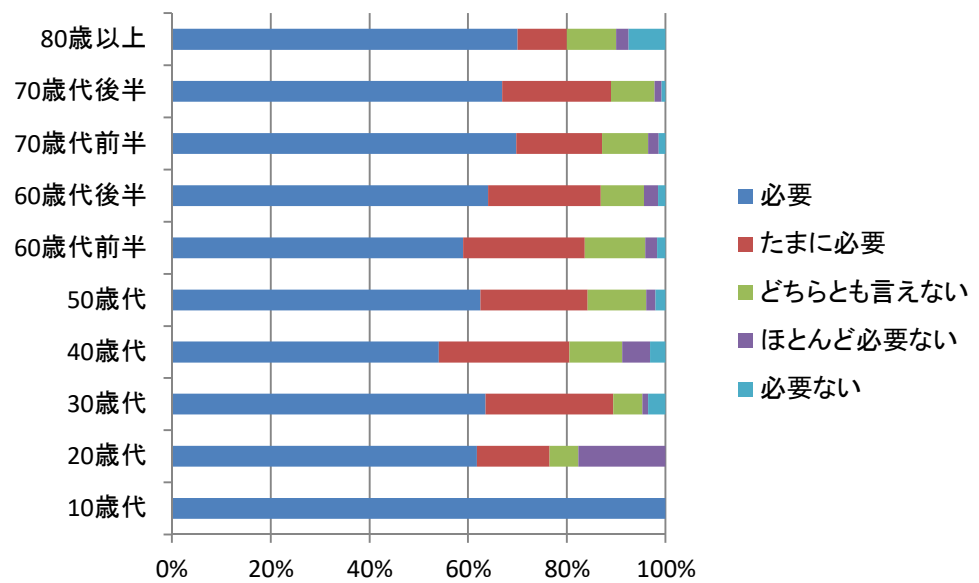
参考 前回アンケート結果



図表 年齢階層別公共交通の必要性（5～10年後）



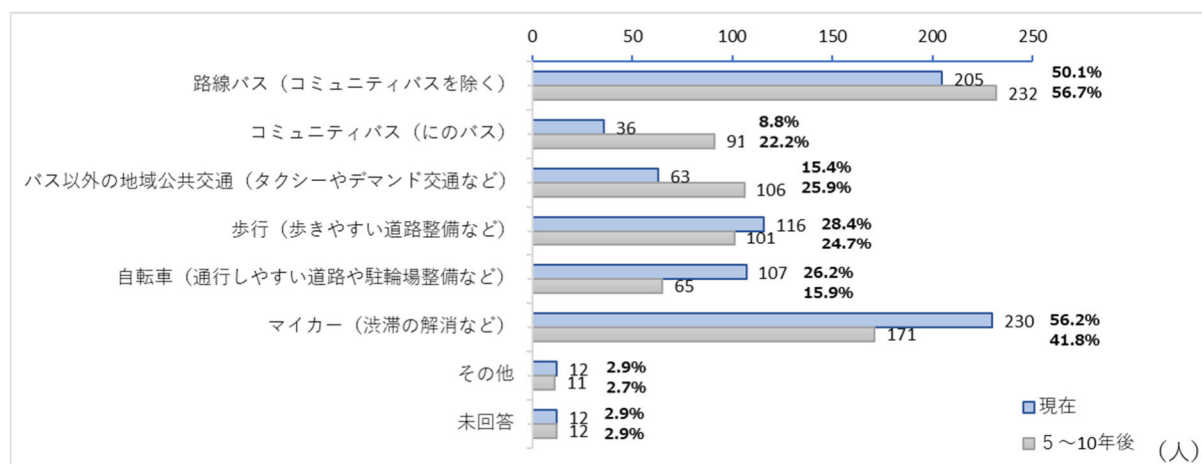
参考 前回アンケート結果



質問 16 あなたが重要と思う交通手段は何ですか？現在と5～10年後を想像してお答えください。

図表 重要と思う交通手段

重要と思う交通手段	現在		5～10年後	
	回答者数(a)	回答率(a/n)	回答者数(a)	回答率(a/n)
路線バス（コミュニティバスを除く）	205	50.1%	232	56.7%
コミュニティバス（にのバス）	36	8.8%	91	22.2%
バス以外の地域公共交通（タクシーやデマンド交通など）	63	15.4%	106	25.9%
歩行（歩きやすい道路整備など）	116	28.4%	101	24.7%
自転車（通行しやすい道路や駐輪場整備など）	107	26.2%	65	15.9%
マイカー（渋滞の解消など）	230	56.2%	171	41.8%
その他	12	2.9%	11	2.7%
未回答	12	2.9%	12	2.9%
有効回答者数(n)		409	409	



参考 前回アンケート結果

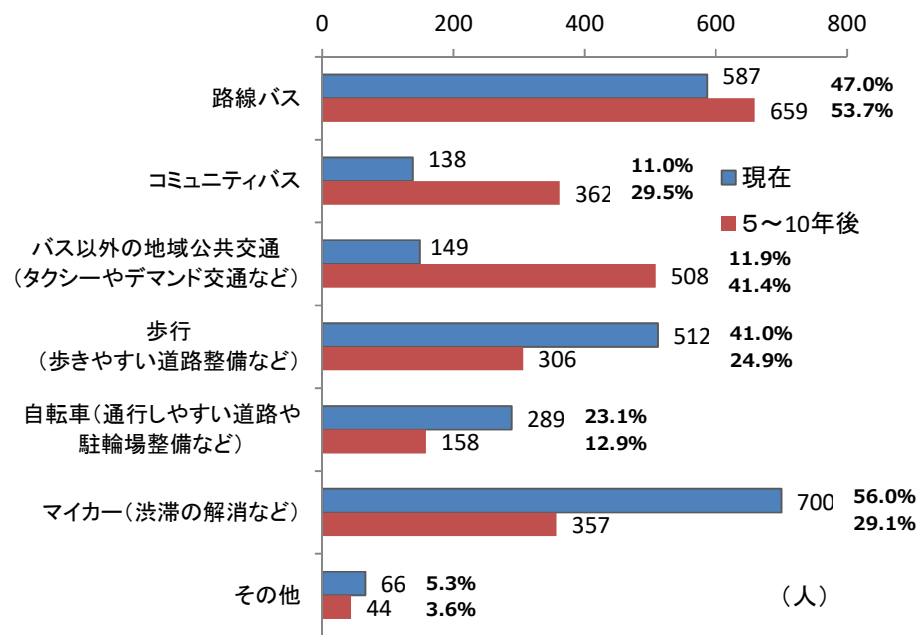
重要と思う交通手段	現在		5～10年後	
	回答者数 (a)	回答率 (a)/(b)	回答者数 (a)	回答率 (a)/(b)
路線バス	587	47.0%	659	53.7%
コミュニティバス	138	11.0%	362	29.5%
バス以外の地域公共交通 (タクシーやデマンド交通など)	149	11.9%	508	41.4%
歩行 (歩きやすい道路整備など)	512	41.0%	306	24.9%
自転車(通行しやすい道路や 駐輪場整備など)	289	23.1%	158	12.9%
マイカー(渋滞の解消など)	700	56.0%	357	29.1%
その他	66	5.3%	44	3.6%

n= 1,250

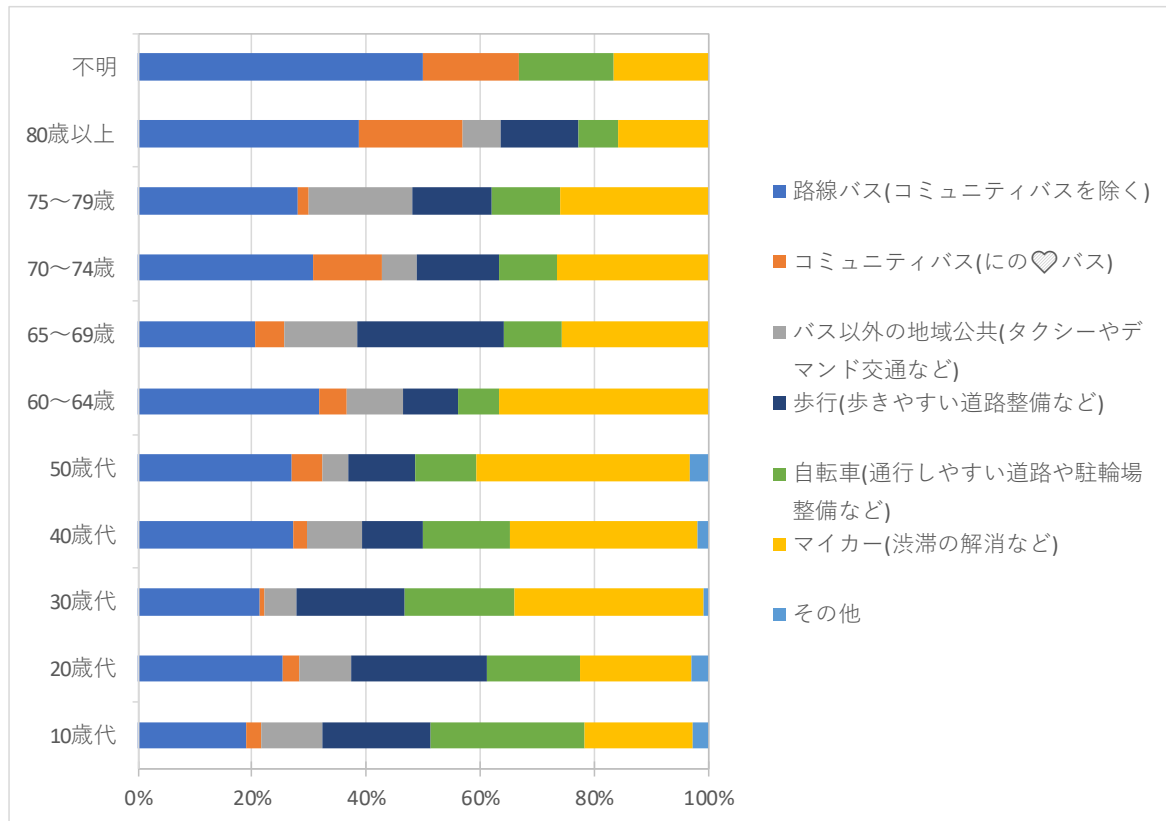
n= 1,227

(b)有効回答者数

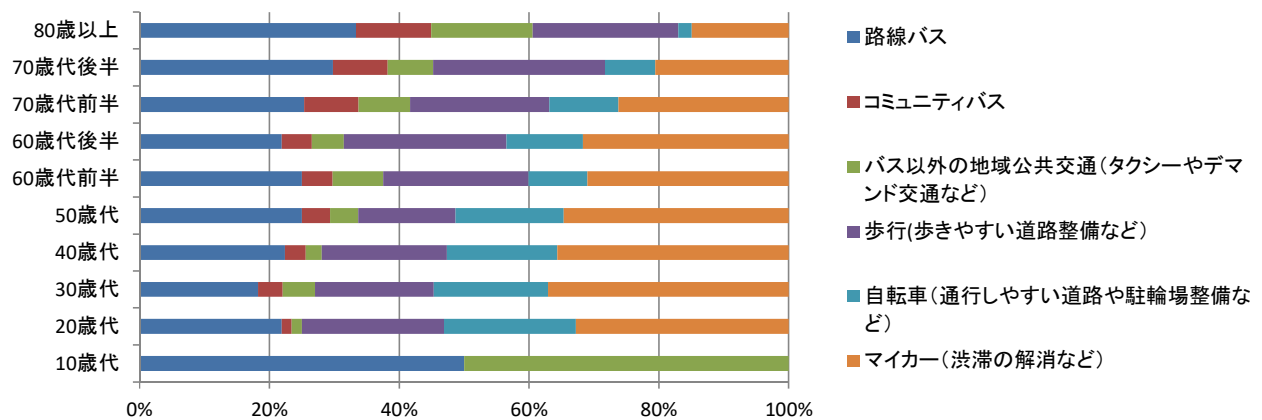
(b)有効回答者数



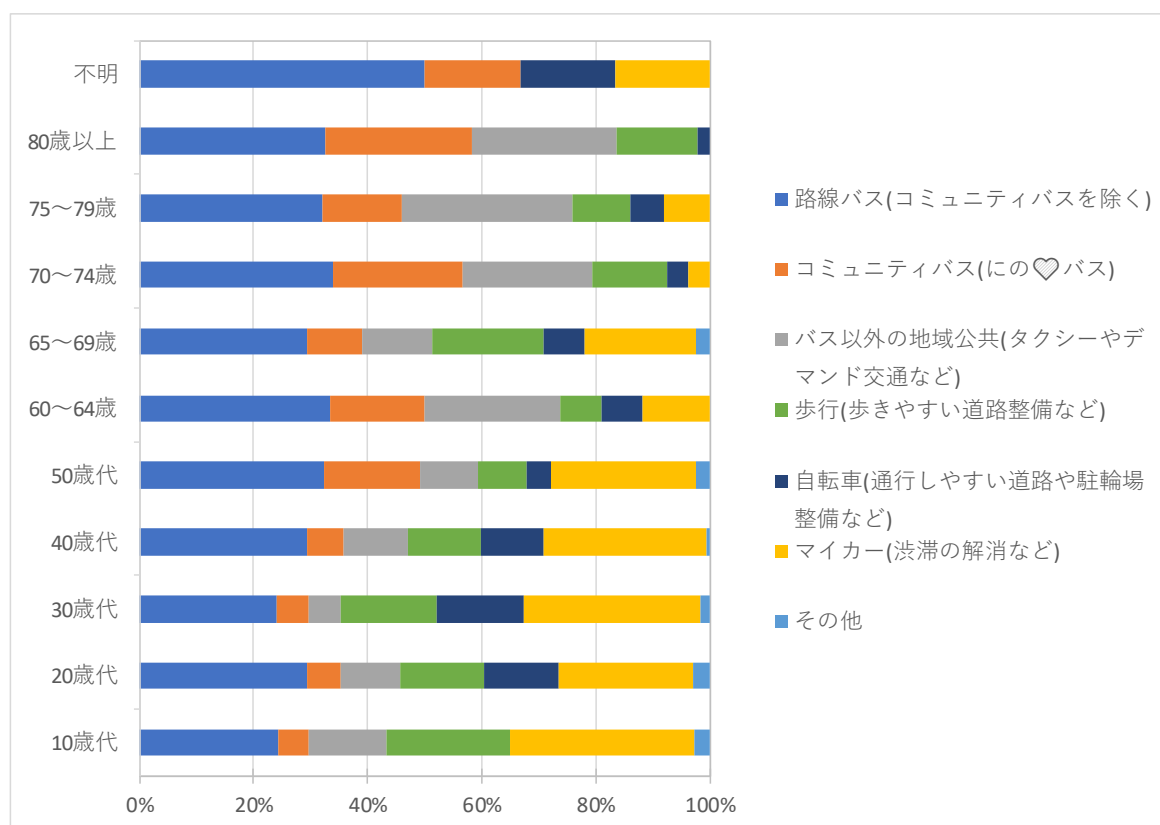
図表 年齢階層別重要と思う交通手段（現在）



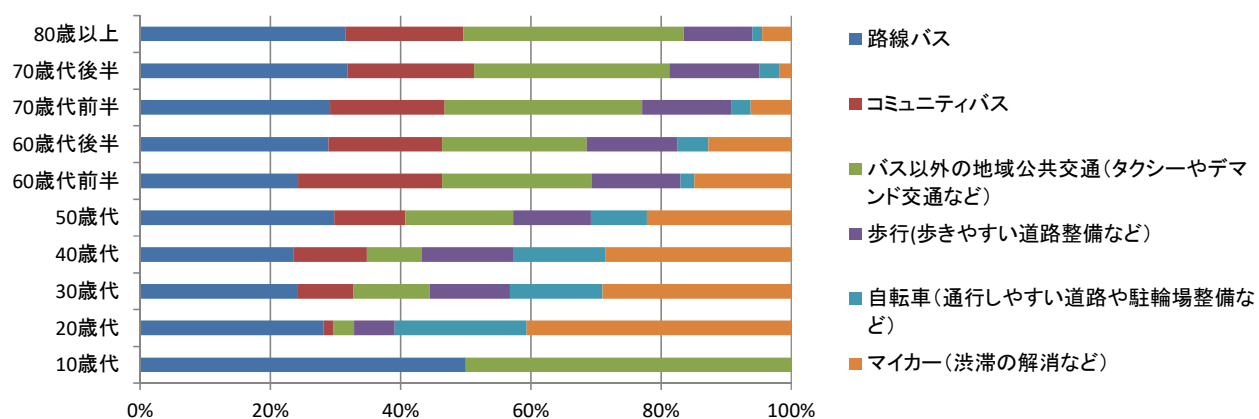
参考 前回アンケート結果



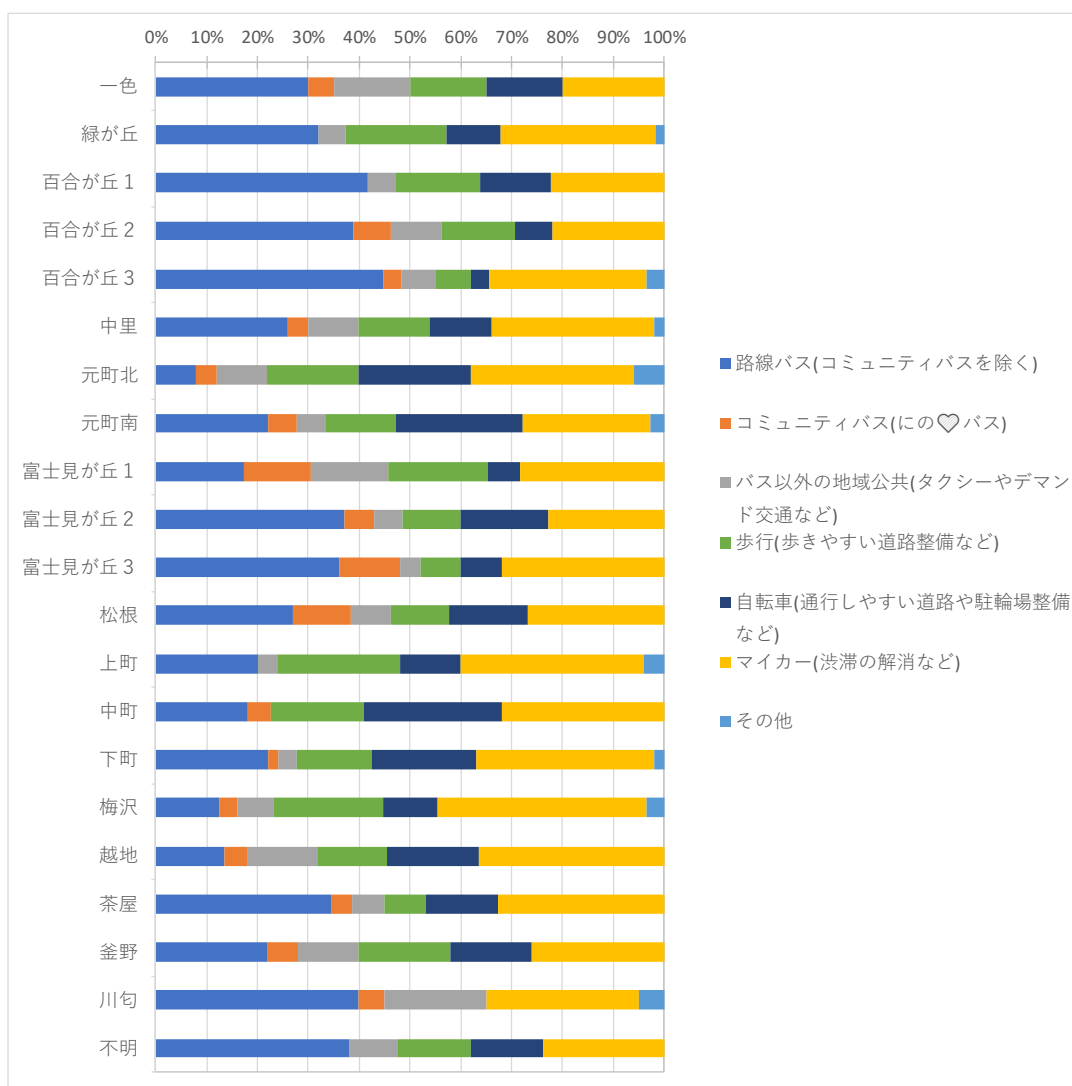
図表 年齢階層別重要と思う交通手段（5～10年後）



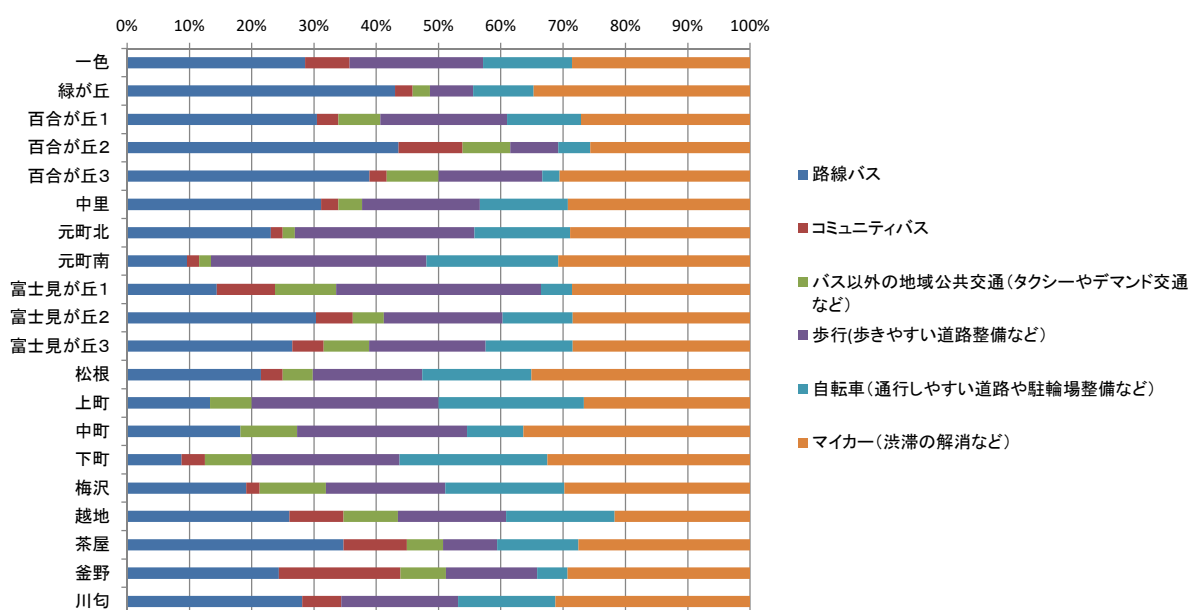
参考 前回アンケート結果



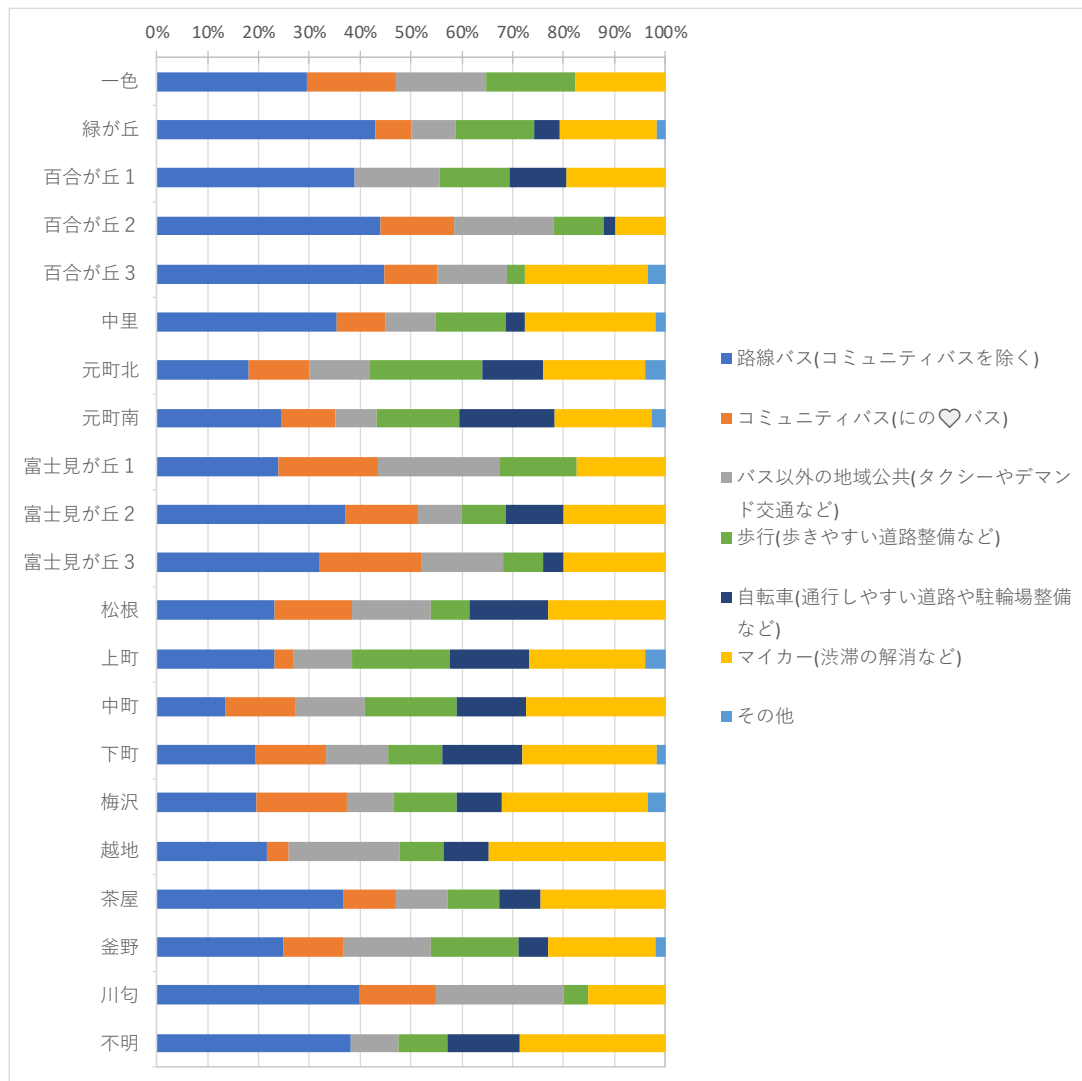
図表 地区別重要と思う交通手段（現在）



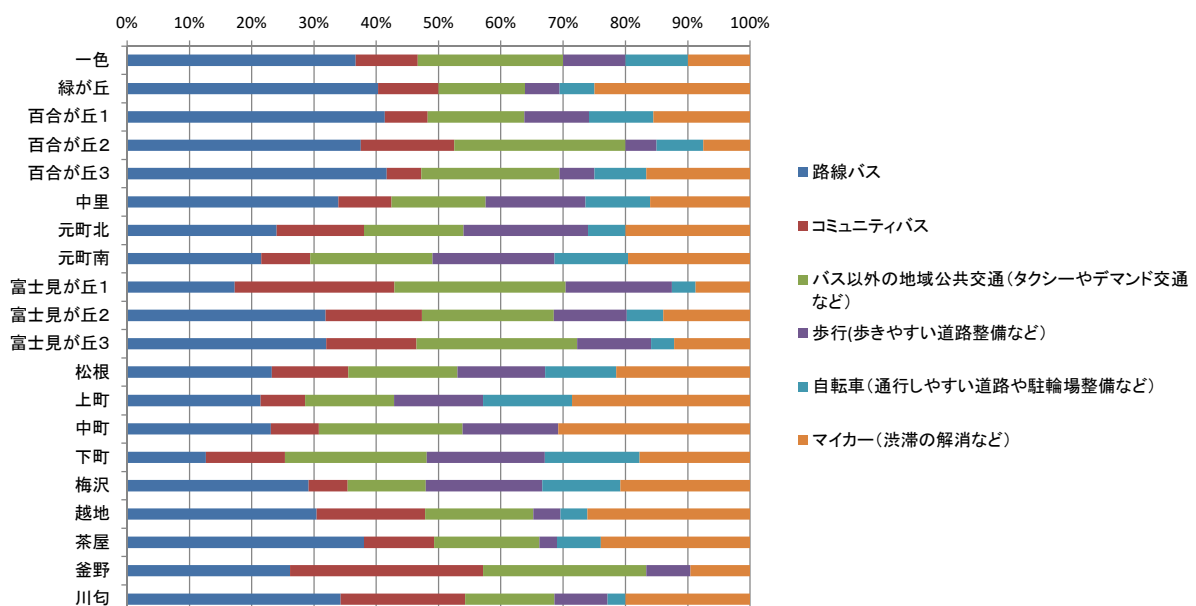
参考 前回アンケート結果



図表 地区別重要と思う交通手段（5～10年後）



参考 前回アンケート結果

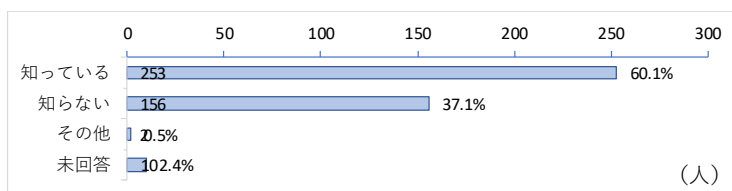


質問 17 人口減少に伴い公共交通の利用者は減少しています。利用者が一定数いないと、路線バス等の公共交通の運行・維持が難しい状況で、廃止の可能性が高まりつつあることをご存じですか。

図表 廃止の可能性

廃止の可能性	回答者数	構成比
知っている	253	60.1%
知らない	156	37.1%
その他	2	0.5%
未回答	10	2.4%

n = 421

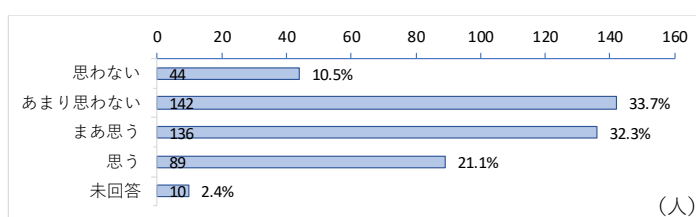


質問 18 今後公共交通の運行・維持のためにも、積極的に公共交通を利用しようと思いますか。

図表 公共交通の利用意向

公共交通の利用意向	回答者数	構成比
思わない	44	10.5%
あまり思わない	142	33.7%
まあ思う	136	32.3%
思う	89	21.1%
未回答	10	2.4%

n = 421



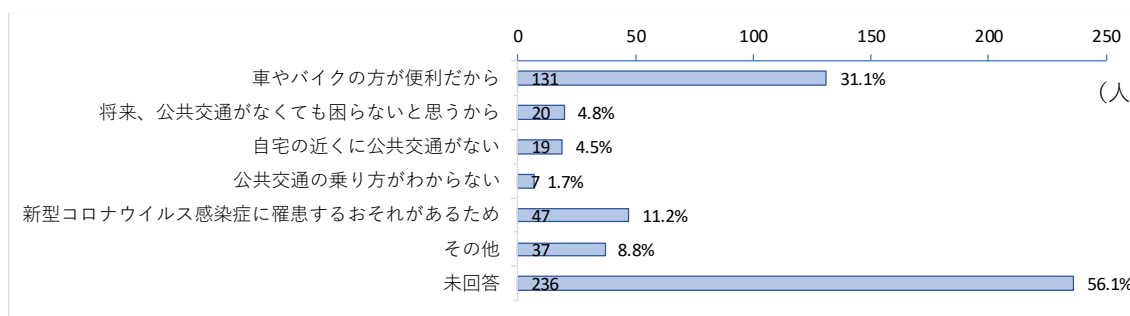
質問 19 積極的に公共交通を利用しようと思わない理由は何ですか。(複数回答可)

図表 積極的に利用しようと思わない理由

積極的に公共交通を利用しない理由	回答者数(a)	回答率(a/n)
車やバイクの方が便利だから	131	31.1%
将来、公共交通がなくても困らないと思うから	20	4.8%
自宅の近くに公共交通がない	19	4.5%
公共交通の乗り方がわからない	7	1.7%
新型コロナウイルス感染症に罹患するおそれがあるため	47	11.2%
その他	37	8.8%
未回答	236	56.1%

回答総数 497

有効回答者数(n) 421



V. 二宮町における公共交通の在り方について

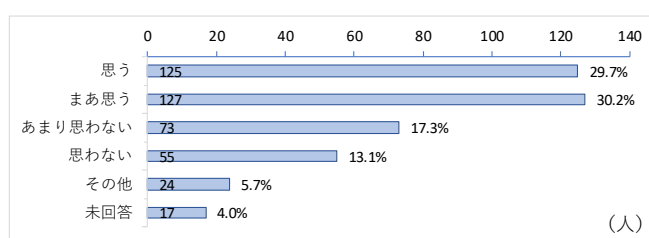
質問 20 二宮町では、町民の皆さんの生活の足を確保するため、路線バスの補完としてコミュニティバス（にの♡バス）を運行しています。しかし、運行には年間約 1,500 万円かかり、運賃収入を引いても約 1,200 万円の税金を投入しています。今後の高齢化や人口減少に伴って、ニーズは高まっていくと考えられる一方、経費負担の観点から継続について見直す必要もあると考えています。今後のコミュニティバス等の運行について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

(1) コミュニティバス等の地域公共交通は、今後も運行するべきだと思いますか。

図表 コミュニティバス等の運行継続

運行継続するべきだと思うか	回答者数	構成比
思う	125	29.7%
まあ思う	127	30.2%
あまり思わない	73	17.3%
思わない	55	13.1%
その他	24	5.7%
未回答	17	4.0%

n = 421

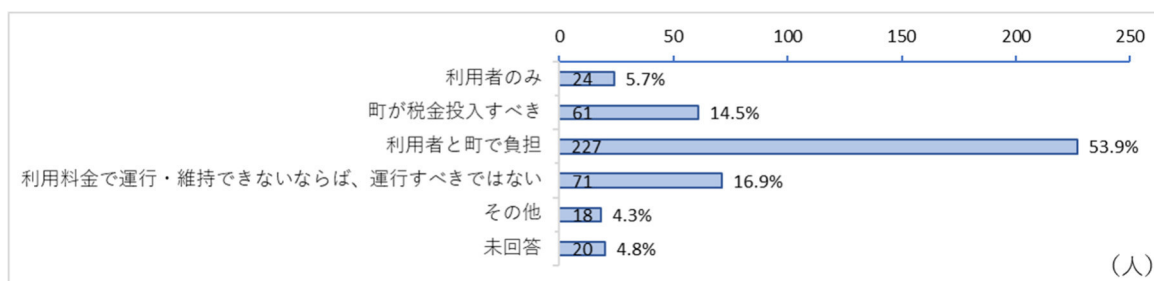


(2) 運行・維持に係る経費は、誰が負担するべきだと思いますか。

図表 運行・維持に係る費用負担

費用負担	回答者数	構成比
利用者のみ	24	5.7%
町が税金投入すべき	61	14.5%
利用者と町で負担	227	53.9%
利用料金で運行・維持できないならば、運行すべきではない	71	16.9%
その他	18	4.3%
未回答	20	4.8%

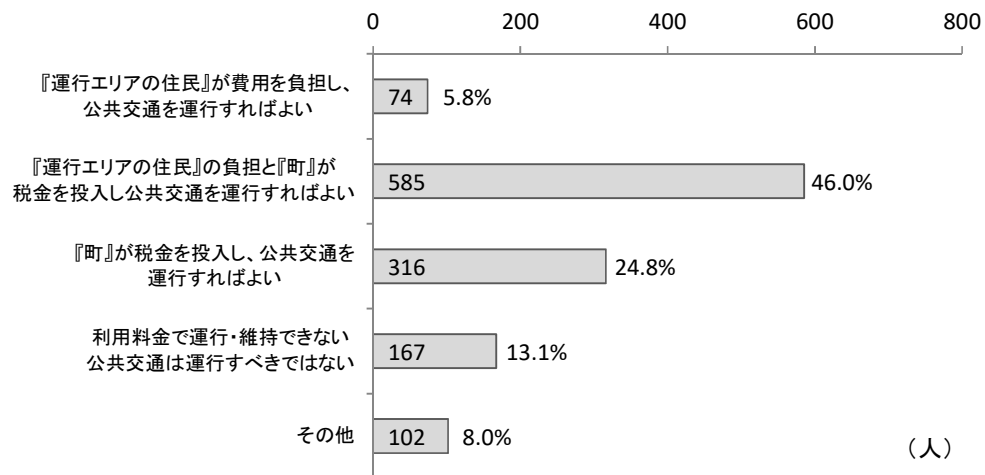
n = 421 単位：人



参考 前回アンケート結果

公共交通のあり方	回答者数	構成比
『運行エリアの住民』が費用を負担し、公共交通を運行すればよい	74	5.8%
『運行エリアの住民』の負担と『町』が税金を投入し公共交通を運行すればよい	585	46.0%
『町』が税金を投入し、公共交通を運行すればよい	316	24.8%
利用料金で運行・維持できない公共交通は運行すべきではない	167	13.1%
その他	102	8.0%

n= 1,244



にの♥バスの利用状況

25年10月から再編

29年10月から再編

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大 人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456	17,022	14,638
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950	981	464
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892	920	781
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298	18,923	15,883
運行日数	245	244	244	243	243	244	248	243	243
1日平均乗車数	69	53	38	42	41	48	74	78	65
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356	12,617,370	14,528,700
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700	2,727,200	2,400,600
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656	9,890,170	12,128,100
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671	523	764

●平成30年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大 人	1,091	1,325	1,412	1,537	1,508	1,210	1,545	1,509	1,390	1,240	1,335	1,354	16,456	1,371
子ども	48	60	87	126	86	99	119	87	51	56	59	72	950	79
障がい者等	54	71	88	78	77	69	79	72	101	76	82	45	892	74
小計	1,193	1,456	1,587	1,741	1,671	1,378	1,743	1,668	1,542	1,372	1,476	1,471	18,298	1,525
運行日数	20	21	21	21	23	18	23	21	19	19	22	20	248	21
1日平均乗車数	60	69	76	83	73	77	76	79	81	72	67	74	74	-
運行経費	1,099,840	1,154,832	1,154,832	1,154,832	1,264,816	989,856	1,264,816	1,154,832	1,044,848	1,044,848	1,209,824	2,464,180	15,002,356	1,250,196
運賃収入	168,100	242,000	234,100	237,500	245,400	186,300	262,800	305,900	240,400	183,000	215,000	196,200	2,716,700	226,392
町負担額	931,740	912,832	920,732	917,332	1,019,416	803,556	1,002,016	848,932	804,448	861,848	994,824	2,267,980	12,285,656	1,023,805
1人の移動に係る町負担額	781	627	580	527	610	583	575	509	522	628	674	1,542	671	-

●令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大 人	1,396	1,317	1,470	1,585	1,445	1,459	1,591	1,343	1,526	1,267	1,412	1,211	17,022	1,419
子ども	94	76	90	89	56	85	114	105	85	86	85	16	981	82
障がい者等	76	78	74	90	64	88	82	83	84	66	51	84	920	77
小計	1,566	1,471	1,634	1,764	1,565	1,632	1,787	1,531	1,695	1,419	1,548	1,311	18,923	1,577
運行日数	20	19	20	22	21	19	22	20	20	19	20	21	243	20
1日平均乗車数	78	77	82	80	75	86	81	77	85	75	77	62	78	-
運行経費	1,075,120	1,021,364	1,075,120	1,182,632	1,128,876	1,021,364	1,204,522	1,095,020	1,095,020	1,040,269	1,136,196	541,867	12,617,370	1,051,448
運賃収入	196,400	199,600	250,700	265,700	240,500	219,600	228,100	234,800	269,600	197,100	214,600	210,500	2,727,200	227,267
町負担額	878,720	821,764	824,420	916,932	888,376	801,764	976,422	860,220	825,420	843,169	921,596	331,367	9,890,170	824,181
1人の移動に係る町負担額	561	559	505	520	568	491	546	562	487	594	595	253	523	-

●令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大 人	837	787	1,224	1,235	1,284	1,329	1,447	1,340	1,397	1,027	1,192	1,539	14,638	1,220
子ども	12	8	29	64	68	88	44	39	41	29	20	22	464	39
障がい者等	87	62	53	63	47	70	69	56	68	56	63	87	781	65
小計	936	857	1,306	1,362	1,399	1,487	1,560	1,435	1,506	1,112	1,275	1,648	15,883	1,324
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243	20
1日平均乗車数	45	48	59	65	70	74	71	76	75	59	71	72	65	-
運行経費	1,234,653	1,058,274	1,293,446	1,234,653	1,175,860	1,175,860	1,293,446	1,117,067	1,175,860	1,117,067	1,058,274	1,594,240	14,528,700	1,210,725
運賃収入	118,400	116,600	174,400	194,500	228,800	240,400	224,700	220,000	228,600	232,100	183,600	238,500	2,400,600	200,050
町負担額	1,116,253	941,674	1,119,046	1,040,153	947,060	935,460	1,068,746	897,067	947,260	884,967	874,674	1,355,740	12,128,100	1,010,675
1人の移動に係る町負担額	1,193	1,099	857	764	677	629	685	625	629	796	686	823	764	-

割引手形購入等実績(H29年10月～)累計	H30年度	R1年度	R2年度
ニーノ手形(6ヶ月)	28	12	7
ニーノ手形(12ヶ月)	17	5	6
ミーヤ手形(6ヶ月)	8	4	2
ミーヤ手形(12ヶ月)	63	22	25
ニーノ手形12ヶ月(免許返納分)	28	9	7
ミーヤ手形12ヶ月(免許返納分)	3	0	1
回数券(単位:冊)	532	204	211
			158

にの♡バスの運行ルートの見直しについて

平成 29 年 10 月から新たなコミュニティバス及び運行ルート等になり、令和 4 年 10 月で 5 年が経過することから、現行のルート・ダイヤにおける課題を精査し、改編について検討しています。

改編にあたっては、各バス停における乗降実績や令和 2 年 12 月に実施した交通アンケート結果などを基に分析し、検討したいと考えています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に利用控えはあるものの、平成 29 年 10 月以来、利用者は順調に伸びていることから、利用者への影響を勘案し、必要最低限の範囲での改編としたいと考えています。

1. 分岐により運行本数が少なく、利便性が低いルートと再編

分岐により 2 時間に 1 本以下の「百合が丘坂下ルート」と「山西小学校前ルート」を、町の交通不便地域であり、路線バスが通っていない「山西小学校前ルート」に一本化します。ルート改編にあたり、影響される百合が丘 1 丁目地区と釜野地区の地区長と相談のうえ、必要に応じ再編に向けての地区説明を行います。（夏ごろを予定）

2. 利用実績が著しく低いバス停の廃止の検討

著しく利用率が低いバス停については、地域性などを勘案したうえで、廃止する方向で検討します。現在、下記のバス停の利用率が低いことが判明しているため、今後地区などと相談しつつ、廃止の是非について検討していきます。

①吾妻神社前：764/831（回/日）…路線バスが通っていることと、駅から徒歩圏内にあるため、利用率が低く、設置の必要性も低い。

②峠公園：446/831（回/日）…運行本数が少ないことと、路線バスのルート（南 2 号前）に近接しているため、利用率が低く、設置の必要性も低い。

③栗谷前：873/831（回/日）…住宅が少なく、路線バスもほとんど通っていないため、住民が公共交通を使うニーズや意識が低い。

④中島：874/831（回/日）…路線バスのルート（中島）上にあり、利用率が低く、設置の必要性も低い。

●元町北：821/831（回/日）…路線バスのルート（堂面）に近接しているため、利用率が低い。しかし、公共施設に近接していることから廃止候補からは除外。

3. 利便性を向上させるため、ルート延伸を実施

ザ・ビッグへのお買い物に利用できるよう、ルートを延伸するダイヤ改正を実施します。なお、バスの所要時分が伸びるため、時刻の変更等が発生します。

にの♡バス乗降データ集計表(参考)
 合計(平成29年10月から令和3年2月分合計)

運行日数		831		日																						合計			割合	
バス停	朝便		1便		2便		3便		4便		5便		6便		7便		8便夕便													
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	計	全体	①					
二宮駅北口	0	911	1173	31	30	2763	1940	104	84	1727	2684	19	122	795	3832	22	0	345	825	0	10690	6717	17407	15.57%						
吾妻神社前★	9	13	152	7	15	106	24	24	11	74	103	4	9	53	3	3	15	8	1	130	342	422	764	0.68%	1.00%					
山西	151	8	190	16	65	145	188	41	22	281	114	29	31	152	17	23	59	44	0	120	837	859	1696	1.52%	2.23%					
防災ミセン	103	11	280	18	439	140	378	62	154	256	188	67	49	215	28	362	14	136	11	172	1644	1439	3083	2.76%	4.05%					
かわわの家	35	632	144	15	226	156	172	77	108	176	107	128	82	64	0	173	7	3	1	63	882	1487	2369	2.12%	2.12%					
川勾神社	75	617	29	127	244	95	80	132	86	136	71	204	90	64	17	99	69	11	3	21	764	1506	2270	2.03%	2.98%					
山西プール	39	4	69	188	179	92	60	45	46	357	62	53	55	286	19	57	2	101	1	39	532	1222	1754	1.57%	2.30%					
釜野交差点東	104	2	602	50	627	149	0	0	0	0	161	228	150	171	0	0	0	0	3	98	1647	698	2345	2.10%	3.08%					
山西小学校前	34	26	388	34	183	48	0	0	0	0	140	194	54	154	0	0	0	0	0	164	799	620	1419	1.27%	1.86%					
釜野隧道★	131	12	7	26	125	167	0	0	0	0	20	43	23	32	0	0	0	0	0	18	306	298	604	0.54%	0.79%					
中里2丁目	311	5	16	239	186	758	0	0	0	0	1	237	295	115	0	0	0	0	0	18	809	1372	2181	1.95%	2.86%					
釜野橋	0	0	0	0	0	0	284	74	354	310	0	0	0	0	45	310	63	89	0	0	746	783	1529	1.37%	2.01%					
百合が丘坂下	0	0	0	0	0	0	537	110	376	157	0	0	0	0	35	436	45	88	0	0	993	791	1784	1.60%	2.34%					
峠公園★	0	0	0	0	0	0	20	53	41	158	0	0	0	0	1	122	4	47	0	0	66	380	446	0.40%	0.59%					
南5号前	112	10	192	253	47	701	409	329	69	172	8	164	45	241	12	18	2	9	0	15	896	1912	2808	2.51%	3.68%					
南4号前	2	1	18	194	7	368	11	101	11	173	2	18	8	60	2	26	0	4	0	11	61	956	1017	0.91%	1.33%					
団地中央	1191	45	50	251	184	1696	521	392	440	507	273	133	134	271	182	20	16	51	0	42	2991	3408	6399	5.72%	8.40%					
中里	0	0	34	257	103	1320	3163	451	430	298	901	124	163	390	825	35	32	46	0	0	5651	2921	8572	7.67%	11.25%					
中島	0	0	14	58	12	249	83	178	19	57	26	51	26	43	20	31	2	5	0	0	202	672	874	0.78%	1.15%					
元町北★	0	0	2	13	89	178	97	43	11	49	103	48	10	70	23	10	0	75	0	0	335	486	821	0.73%	1.08%					
栗谷前	0	0	5	5	42	11	23	76	21	62	37	70	153	147	2	97	0	122	0	0	283	590	873	0.78%	1.15%					
松根	0	0	88	10	509	26	134	299	319	118	74	116	72	358	11	319	5	301	0	0	1212	1547	2759	2.47%	3.62%					
富士見3丁目北	0	0	520	212	910	100	604	464	336	196	182	370	326	281	51	404	5	135	0	0	2934	2162	5096	4.56%	6.69%					
富士見3丁目入口	0	0	53	269	618	41	23	271	465	239	13	479	111	180	2	235	1	71	0	0	1286	1785	3071	2.75%	4.03%					
寿考園前	0	0	865	202	979	261	250	911	247	564	181	468	145	902	99	265	37	538	0	0	2803	4111	6914	6.19%	9.07%					
富士見児童館前	0	0	623	19	2015	166	0	0	0	0	236	622	276	671	0	0	0	0	0	0	3150	1478	4628	4.14%	6.07%					
富士見交差点上	0	0	201	50	372	99	0	0	0	0	37	567	51	50	0	0	0	0	0	0	661	766	1427	1.28%	1.87%					
富士見児童館上	0	0	0	0	0	0	193	1025	127	555	0	0	0	0	36	489	9	579	0	0	365	2648	3013	2.70%	3.95%					
秋葉神社前	0	0	0	0	0	0	304	1049	67	312	0	0	0	0	51	792	4	207	0	0	426	2360	2786	2.49%	3.66%					
西公園前	0	0	0	0	0	0	81	584	23	145	0	0	0	0	11	466	2	61	0	0	117	1256	1373	1.23%	1.80%					
ラディアン	0	0	6	112	127	24	7	512	298	6	7	131	187	16	0	37	48	11	0	0	680	849	1529	1.37%	2.01%					
二宮駅北口	0	0	1	3066	1719	193	53	2232	3108	188	0	1164	3169	55	0	473	2727	15	0	0	10777	7386	18163	16.25%						
合計	2297	2297	5722	5722	10052	10052	9639	9639	7273	7273	5731	5731	5836	5836	5324	5324	3168	3102	845	911	55887	55887	111774	111774	76204					
★…利用件数が1日1件未満(運行日831日>乗降者件数)のバス停																								①欄平均 3.30%						

二宮町コミュニティバス時刻表

平成29年10月改正



『二宮町コミュニティバス』

二宮町では、交通空白・不便地域の解消を図り、誰もが生活に必要な移動手段を確保することができ、それを維持し続けることができる公共交通体系を目指しており、路線バスの補完的役割としてコミュニティバスを運行しています。

路線バスやタクシーと同様、町のコミュニティバスも利用が少ないと縮小や廃止に繋がりますので、お出かけの際は公共交通を積極的にご利用ください。

運賃（変更なし）

- 大人200円（高校生以上）、子ども・障がい者等100円（未就学児無料）
- 二宮町コミュニティバス限定の割引手形・回数券
 - ◆ニーノ手形（運賃100円引き手形）
 - ◆ミーヤ手形（購入者制限付き。運賃200円引き手形）
 - ◆二宮町コミュニティバス回数券（1冊2,000円・100円券24枚綴り）
 - ◆運転免許返納者に対する特典

二宮町地域公共交通活性化協議会
二宮町 都市部都市整備課 電話 0463-71-5956

「移動」を「エコ」に。

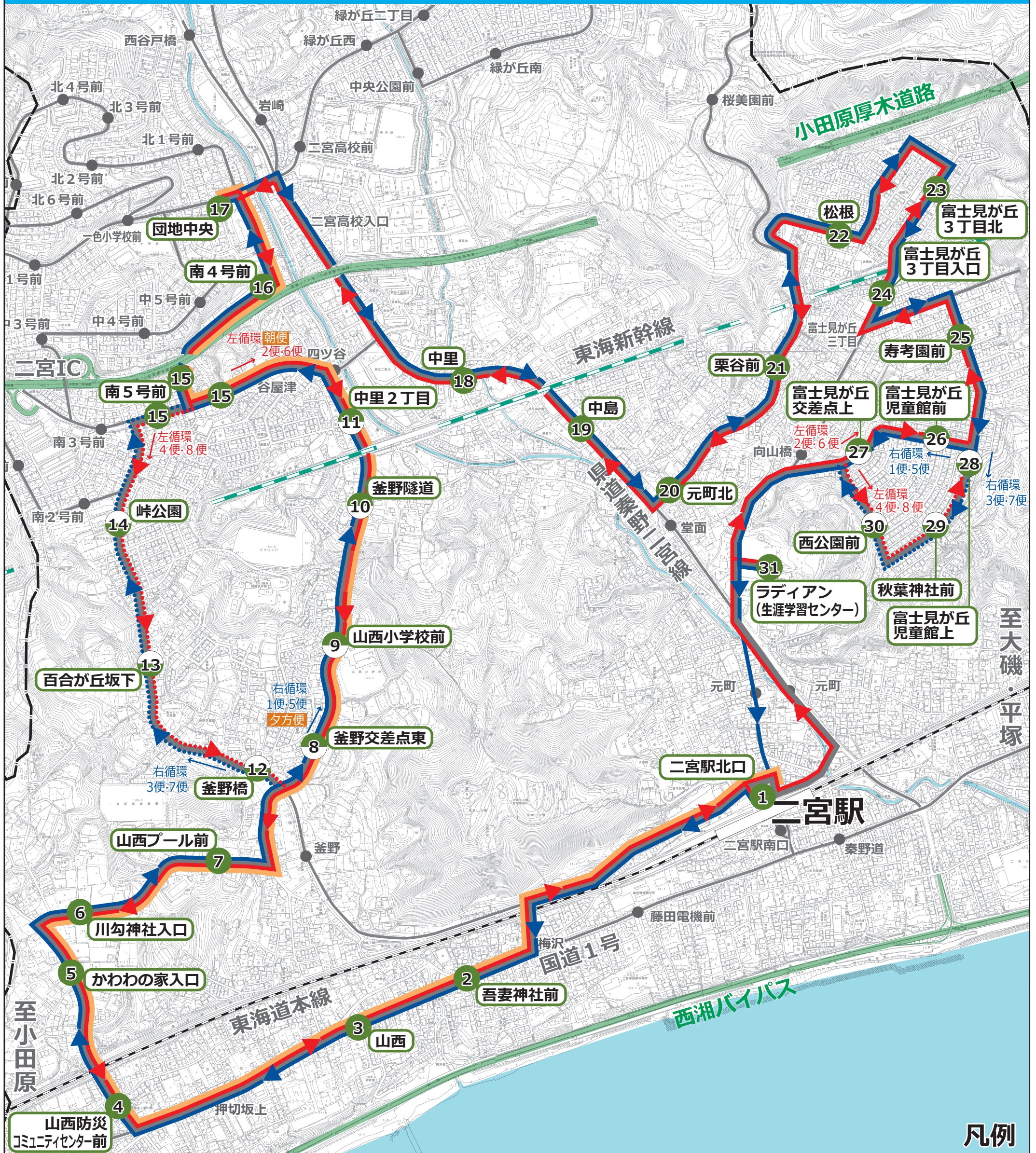
smart move

バスで移動しよう！

※二宮町コミュニティバスは平日のみ運行																															
左循環（団地中央始発 山西小学校前経由 二宮駅北口行）朝便																															
8:15 着																															
8:11 8:10 8:09 8:08 8:07 8:06 8:05 8:05 8:04 8:03 ← ← ← 8:02 8:01 8:00発																															
1便 右循環（山西小学校前・富士見が丘児童館前経由）																															
8:45発 8:47 8:48 8:49 8:50 8:51 8:52 8:53 8:54 8:54 8:55 → → → 8:56 8:57 9:00 9:03 9:04 9:05 9:06 9:07 9:09 9:10 9:11 9:12 9:13 → → → 9:15 9:19 着																															
10:15 着																															
10:11 10:10 10:09 10:08 10:07 10:06 10:05 10:05 10:04 10:03 ← ← ← 10:02 10:01 10:00 9:57 9:56 9:55 9:54 9:53 9:51 9:50 9:49 9:48 9:47 ← ← ← 9:43 9:41発 2便																															
3便 右循環（峠公園・西公園前経由）																															
10:45発 10:47 10:48 10:49 10:50 10:51 10:52 → → → 10:52 10:53 10:55 10:56 10:57 11:00 11:03 11:04 11:05 11:06 11:07 11:09 11:10 11:11 → → 11:12 11:13 11:13 11:15 11:19 着																															
12:15 着																															
12:11 12:10 12:09 12:08 12:07 12:06 ← ← ← 12:05 12:04 12:03 12:02 12:01 12:00 11:57 11:56 11:55 11:54 11:53 11:51 11:50 11:49 ← ← 11:48 11:47 11:46 11:43 11:41発 4便																															
5便 右循環（山西小学校前・富士見が丘児童館前経由）																															
13:45発 13:47 13:48 13:49 13:50 13:51 13:52 13:53 13:54 13:54 13:55 → → → 13:56 13:57 14:00 14:03 14:04 14:05 14:06 14:07 14:09 14:10 14:11 14:12 14:13 → → → 14:15 14:19 着																															
15:15 着																															
15:11 15:10 15:09 15:08 15:07 15:06 15:05 15:05 15:04 15:03 ← ← ← 15:02 15:01 15:00 14:57 14:56 14:55 14:54 14:53 14:51 14:50 14:49 14:48 14:47 ← ← ← 14:43 14:41発 6便																															
7便 右循環（峠公園・西公園前経由）																															
16:45発 16:47 16:48 16:49 16:50 16:51 16:52 → → → 16:52 16:53 16:55 16:56 16:57 17:00 17:03 17:04 17:05 17:06 17:07 17:09 17:10 17:11 → → 17:12 17:13 17:13 17:15 17:19 着																															
18:15 着																															
18:11 18:10 18:09 18:08 18:07 18:06 ← ← ← 18:05 18:04 18:03 18:02 18:01 18:00 17:57 17:56 17:55 17:54 17:53 17:51 17:50 17:49 ← ← 17:48 17:47 17:46 17:43 17:41発 8便																															
夕方便 右循環（山西小学校前経由 団地中央行）																															
18:15発 18:18 18:19 18:20 18:21 18:22 18:23 18:24 18:25 18:25 18:26 → → → 18:27 18:28 18:31 着																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1
二宮駅北口	吾妻神社前	山西	山西防災コミュニティセンター前	かわわの家人口	川勾神社入口	山西ブル前	釜野交差点東	山西小学校前	釜野隧道	中里2丁目	釜野橋	百合が丘坂下	峠公園	南5号前	南4号前	団地中央	中里	中島	元町北	栗谷前	松根	3富士見北丘	3富士見が丘入口	寿考園前	富士見が丘児童館前	富士見が丘交差点上	富士見が丘児童館上	秋葉神社前	西公園前	ラディアン	二宮駅北口

（ 山西小学校前・富士見が丘児童館前経由（朝便・右左循環・夕方便）のみ停まります。 峠公園・西公園前経由（右左循環）のみ停まります。）

二宮町コミュニティバスルート



二宮町コミュニティバス運行ルート

- | | | | | |
|--|--------|-------|--|--------------------------------|
| | 団地中央発 | 【左循環】 | | (山西小学校前経由 二宮駅北口行) 【朝便】 |
| | 二宮駅北口発 | 【左循環】 | | (富士見が丘児童館前・山西小学校前経由) 【第2便・第6便】 |
| | | | | (西公園前・峠公園経由) 【第4便・第8便】 |
| | 二宮駅北口発 | 【右循環】 | | (山西小学校前・富士見が丘児童館前経由) 【第1便・第5便】 |
| | | | | (峠公園・西公園前経由) 【第3便・第7便】 |
| | | | | (山西小学校前経由 団地中央行) 【夕方便】 |

にの♡バスの利用促進策と今後の検討について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り組みの延期について

新型コロナウイルスは神奈川県でも感染者数が下がりず、一部でまん延防止等重点措置が実施されており、神奈川アラートも発出している現在において、特に子どもや高齢者を対象とした利用促進策を展開することは、慎重を期すべきであると町として考えています。

このことから、利用促進策は昨年度中の協議会で協議いただいた下記の内容での取り組みを準備しておりますが、実施時期は今後の感染症の収束を見極め、関係者との協議を経て実施していきます。

なお、利用促進策の実施費用として町から負担金が出ていますので、実施を見据えて回数券は先に購入して、いつでも実施できる準備を整えておきたいと考えています。

具体的な利用促進策

- ①高齢者を対象とした買い物お試し乗車
- ②幼稚園児・保育園児等を対象とした乗車練習
- ③幼稚園児・保育園児による絵画等の車内展示

2. 今後の検討

新型コロナウイルス感染症の収束に見通しがつかない中、周辺自治体で行われている乗り方教室など、今後の利用促進策の実施に参考となりうる事例を見学し、新たな手法を含めた取り組みの研究を行います。

番 号
令和 3 年 6 月 日

関東運輸局長 殿

名 称 二宮町地域公共交通活性化協議会
住 所 神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1
代表者氏名 二宮町地域公共交通活性化協議会
会 長 梶 田 佳 孝 印

交通不便地域指定申請書（案）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）別表 7 ハ②（2）に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 二宮町政策総務部企画政策課

担当者名 萩原

TEL 0463-71-3312

E-mail kikaku@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp

交通不便地域指定申請書（別表 7 ハ②（２）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
神奈川県二宮町富士見が丘一丁目の一部及び山西地区の一部
2. 指定を受けようとする理由
富士見が丘地区及び山西地区の一部においては、平成 28 年 6 月 30 日付けで交通不便地域の指定を受け、同年よりフィーダー補助を受けコミュニティバスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要があるが生じた。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
二宮町コミュニティバス 1（右循環）（起点：二宮駅北口～経由地：山西小学校前・富士見が丘児童館前～終点：二宮駅北口） 二宮町コミュニティバス 1（左循環）（起点：二宮駅北口～経由地：富士見が丘児童館前・山西小学校前～終点：二宮駅北口） 二宮町コミュニティバス 2（右循環）（起点：二宮駅北口～経由地：峠公園・西公園前～終点：二宮駅北口） 二宮町コミュニティバス 2（左循環）（起点：二宮駅北口～経由地：西公園前・峠公園～終点：二宮駅北口）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
・富士見が丘地区 438 人（令和 3 年 3 月 31 日時点） ・山西地区 139 人（令和 3 年 3 月 31 日時点） ※出典住民基本台帳より
5. 指定を受けようとする期間
令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日
6. 協議会における協議年月日
令和 3 年 6 月 22 日（火）
7. その他特記事項
上記指定を希望する交通不便地域は、停留所までの道のりが 1 キロ圏内地域ではあるが、道のりが急勾配の地区が一部あるため、当該地区について指定を希望するものである。

【添付書類】

- ・指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・関東運輸局審査方針 1. 「（３）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（４）停留所等からの距離「半径 1 キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・その他参考資料

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

二宮町地域公共交通活性化協議会
神奈川県中郡二宮町二宮 961
会長 梶田佳孝

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

令和 3 年 6 月 22 日

二宮町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
二宮町は、ＪＲ東海道本線の二宮駅を起点とし、国道１号と県道 71 号（秦野二宮線）を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。 これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。 しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。 このような中、路線の縮小や地形的要因（急傾斜地）で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成 25 年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。 しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に程遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成 29 年 9 月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。 コミュニティバスの再編に際し、町の交通計画に掲げる「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系」となるため、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入した。 今後、さらなる高齢化の到来が見込まれる中、高齢者による交通事故や孤立する高齢者等の発生を防ぐためにも、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通の確保・維持し、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
【目標】 ○コミュニティバス乗車人数（実績 65 人/日） R2. 4～R3. 3 目標 令和 4 年 100 人/日 令和 5 年 100 人/日 令和 6 年 100 人/日 ○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者（冊）（実績 202 人） R2. 4～R3. 3 目標 令和 4 年 310 人 令和 5 年 320 人 令和 6 年 320 人 ○外出が週 1 回未満の高齢者割合の減少（現状 6.3% 令和 2 年 3 月調査） 目標 令和 3 年～令和 5 年 5%未満（※町民アンケートより）
(2) 事業の効果
今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルートの改編を検討する。(二宮町、地域住民) ・沿線の学校に利用促進を行う。(二宮町) ・高齢者は子どもに対する乗り方教室の開催を含めた利用促進を行う。(二宮町)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
神奈川中央交通西株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
二宮町のコミュニティバスの車両は平成12年から路線バスとして運行していたものを、平成14年からコミュニティバスとして運行したもので、耐用年数を大幅に上回るため老朽化が著しく、山坂が多い二宮町の地域的特性を考慮すると故障や排気ガスの問題もあり、早急に更新する必要がある。 また、「誰もが利用できる」交通手段とするため、高齢者や子育て世帯が利用しやすいノンステップ車両とする必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 【目標】 ○コミュニティバス乗車人数 (実績 65 人/日) R2.4～R3.3 目標 令和4年 100 人/日 令和5年 100 人/日 令和6年 100 人/日 ○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者 (冊) (実績 202 人) R2.4～R3.3 目標 令和4年 310 人 令和5年 320 人 令和6年 320 人 ○外出が週1回未満の高齢者割合の減少 (現状 6.3% 令和2年3月調査) 目標 令和3年～令和5年 5%未満 (※町民アンケートより)
(2) 事業の効果 ノンストップ車両の導入により、誰もが乗りやすく、使いやすいものとなり、特に高齢者や妊産婦、身体的障害がある方の利用が期待される。 また、新規更新した車両に町のPRキャラクターを活用したラッピングをすることで、普段自家用車を使用しがちな子育て世帯にも関心をもってもらい、利用していただくことで、環境面においても効果が期待できる。 なお、これまで把握が困難であったバス停ごとの乗降データが集計できる機材を導入することで、利用実績に応じた運行の見直しを定期的に行い、利便性を向上させていく。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
別添の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱表6 なお、二宮町は運行事業者の車両取得に要する費用の内、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 (車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 8 月 4 日 協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日 ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日 地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日 二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日 地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日 二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日 二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日 デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日 デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日 コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日 生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日 平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日 コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日 生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日 コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日 デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日 平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日 コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日 コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日 コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）
平成 29 年 8 月 31 日 生活交通確保維持改善計画の協議
平成 30 年 1 月 31 日 平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 30 年 2 月 15 日 二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
平成 30 年 6 月 14 日 コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
平成 31 年 1 月 23 日 平成 30 年度事業評価の協議
令和元年 6 月 17 日 コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
令和元年 11 月 18 日 地域公共交通計画（後期施策）、交通実態調査アンケートの協議
令和 2 年 1 月 29 日 令和元年度事業評価の協議
令和 2 年 7 月 27 日～30 日 生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
令和 3 年 1 月 15 日～25 日 令和 2 年度事業評価の協議（書面協議）
令和 3 年 6 月 22 日 生活交通確保維持改善計画の協議等

21. 利用者等の意見の反映状況	
平成 23 年度	・ 町民アンケート調査（9 月）・町民ワークショップ（11 月～12 月）
平成 24 年度	・ 地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9 月） ・ 二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11 月～2 月） ・ 町民意見募集（1～2 月）
平成 25 年度	・ 地区説明会（5 月・9 月）・地区役員との意見交換会（随時）
平成 26 年度	・ 地区役員との意見交換会（随時）・モビリティ・マネジメント（10 月）
平成 27 年度	・ 地区役員との意見交換会（随時） ・ コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2 月）
平成 28 年度	・ 地区役員との意見交換会（随時）・見直しに向けた意見交換会（9 月・11 月） ・ コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12 月～1 月）
平成 29 年度	・ 地区役員との意見交換会（随時）
平成 30 年度	・ 地区役員との意見交換会（随時）
令和元年度	・ コミュニティバス車内における利用者アンケート（8 月）
令和 2 年度	・ 町民アンケート調査（12 月）
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（政策総務部）
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 神奈中タクシー株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（東海大学教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合 二宮町地区長連絡協議会 二宮町 P T A 連絡協議会 二宮町ゆめクラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1

（所 属）二宮町政策総務部企画政策課（協議会事務局）

（氏 名）竹内伸介・萩原雄生

（電 話）0463-71-3312 内線 357

（e-mail）kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校前・富士見が丘児童館前	二宮駅北口	11.4km 循環	243日	486回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(2) 二宮町コミュニティバス1(左循環)	二宮駅北口	富士見が丘児童館前・山西小学校前	二宮駅北口	11.8km 循環	243日	486回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(3) 二宮町コミュニティバス2(右循環)	二宮駅北口	峠公園・西公園前	二宮駅北口	10.9km 循環	243日	486回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(4) 二宮町コミュニティバス2(左循環)	二宮駅北口	西公園前・峠公園	二宮駅北口	11.3km 循環	243日	243回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

- (注)
- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二宮町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	2870
交通不便地域	577

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
438	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
139	山西地区	関東運輸局長指定

地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
577	$577人 \times 100円 \times 0.7 + 520万円 =$	5,240,390

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種 別
				イ	ロ	ハ					
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	1	(1) 二宮町コミュニティバス1 (右・左循環) (4) 二宮町コミュニティバス2 (右・左循環)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	34	平成29年8月			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和3年6月22日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
 - ・休止期間を延長する。
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）
期間：令和2年10月1日（木）から令和3年9月30日（木）
期間：令和3年10月1日（金）から令和4年9月30日（金）

令和3年6月22日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会長 梶 田 佳 孝

デマンドタクシーの運行の休止について（案）

① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 神奈中タクシー（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行

追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

⑤利用者の登録方法
・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)
⑥乗車する際の予約方法
・電話での予約(予約センターへ連絡をする。) ・登録者のみ利用可能。 ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。
⑦運行概要
(1) 旅客自動車運送事業の種類、態様 一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行) (2) 使用する車両 ・セダンタイプ(乗車定員：5 名) ・使用台数 27 台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。) ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性 運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。
⑧運行開始を予定する日(道路運送法第 4 条を変更する日)
平成 29 年 9 月 30 日(土)をもって休止とする (平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 9 月 30 日(日)) 休止する期間の延長 ・平成 30 年 10 月 1 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月) ・令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水) ・令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 3 年 9 月 30 日(木) ・令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 4 年 9 月 30 日(金)

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。

9 会議は原則として公開とする。

10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策総務部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。